

第7期豊川市障害福祉支援計画
第3期豊川市障害児福祉支援計画
【計画書案】

令和〇年〇月

豊川市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の策定について	1
2 障害者福祉計画に関する関連法令の動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	6
5 計画の対象	6
6 計画の策定体制	7
第2章 豊川市の現状	8
1 統計からみた障害者の状況	8
2 障害者への意識調査からみた現状	17
3 団体ヒアリング調査からみた現状	18
4 前回計画の進捗状況	19
5 障害福祉サービス等の提供状況	24
第3章 計画の基本的な指針	30
1 基本理念	30
2 第7期障害福祉支援計画等の基本的事項	31
第4章 計画目標値と見込	39
1 豊川市におけるサービスの構成	39
2 目標値の設定	40
3 障害福祉サービスの見込量と確保策	46
4 相談支援の見込量と確保策	53
5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	55
6 発達障害者等に対する支援	57
7 相談支援体制の充実・強化のための取組	58
8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	59
9 障害児支援の見込量と確保策	60
10 地域生活支援事業の見込量と確保策	63
第5章 計画の推進体制	67
1 計画の推進	67
2 計画の周知・情報提供	67
3 計画の点検・評価	67
資料編	69
1 計画策定の経過	69
2 第7期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会設置要綱	70

3 第7期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会委員名簿.....	72
4 用語説明.....	73

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定について

豊川市（以下、「本市」という。）では、「第4次豊川市障害者福祉計画」の方向性に基づき、令和3年に「第6期豊川市障害福祉計画及び第2期豊川市障害児福祉計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、目標値の設定や各年度のサービス量の見込みを定め、障害のある人等が必要とする支援の提供を進めてきました。

国では、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）批准後、「障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現を目指し、障害のある人自らの決定に基づいて社会参加や自己実現を進めていくこととなりました。

その他にも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）の成立など、障害者福祉に関する法制度の整備が進められています。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下、「SDGs」という。）では、策定過程において障害のある人が当事者として参画し、障害者福祉に関する目標が設定されています。各自治体でSDGsを踏まえた政策が求められる中、本市の「未来のとよかわビジョン2025（第6次豊川市総合計画）」においては、総合計画とSDGsを一体的に推進することとされており、障害者福祉の取組に関してもSDGsの視点を取り入れる必要があります。

さらに、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。特に、障害のある人や高齢者といった弱い立場に置かれている方々にとって、サービスの利用控え、事業所や施設によるサービス提供の縮小、感染拡大防止のためのソーシャルディスタンス確保や、マスク着用などの「新しい生活様式」など、非常に大きな影響を受けることとなり、それらへの適切な対応が求められます。

本市においては、こうした社会状況を鑑みながら、本市の現状・課題を踏まえてさらなる障害者施策の充実を図っていく必要があります。以上から、「第4次豊川市障害者福祉基本計画」の方向性を踏まえ、「第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期豊川市障害児福祉支援計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 障害者福祉に関する関連法令の動向

近年の障害福祉に関する関連法令の動向は、以下の通りとなっています。

	関連法令	概要
平成 19 年	改正障害者基本法の施行	・市町村障害者計画の義務化
平成 21 年	改正障害者雇用促進法の施行	・中小企業が協働で障害者を雇用する仕組みの創設など
平成 22 年	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 23 年	改正障害者基本法の施行	・目的規定や障害者の定義の見直しなど
	改正障害者自立支援法の施行	・障害者の範囲見直しやグループホーム等利用助成の創設など
平成 24 年	障害者虐待防止法の施行	・障害者の虐待の防止に関わる国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定
	改正障害者自立支援法の施行	・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化など
平成 25 年	障害者総合支援法の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障害者の範囲の見直しなど
	障害者優先調達推進法の施行	・障害者就労施設等の受注の機会の確保に必要な事項と規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者の範囲の明確化
	障害者基本計画（第3次）の策定	・基本原理の見直し、障害者の自己決定の尊重の規定など
平成 26 年	障害者権利条約の締結	・障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成 27 年	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大
平成 28 年	障害者差別解消法の施行	・障害を理由とする差別の解消の促進に関する基本的な事項や措置等を規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応など
	改正発達障害者支援法の施行	・発達障害者の定義の改正、基本理念の新設など
平成 30 年	障害者基本計画（第4次）の策定	・共生社会の実現を目指し、障害者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記
	改正障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障害者の地域生活の支援や障害児支援へのきめ細かな対応など
	改正障害者雇用促進法の施行	・法定雇用率の算定基礎の見直し
	障害者文化芸術促進法の施行	・障害者が文化芸術を推進できる環境整備、支援など

	関連法令	概要
令和元年	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握など
令和2年	改正障害者雇用促進法の施行	・国及び地方公共団体の障害者活躍推進計画の作成、公表など
令和3年	改正社会福祉法の施行	・「重層的支援体制整備事業」の創設、社会福祉連携推進法人制度の創設など
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児及びその家族に対する支援など
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策の設定
	第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定	・成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進について記載など
令和5年	障害者基本計画（第5次）の策定	・共生社会の実現に資する取組の推進、障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進について記載など
	改正障害者雇用促進法の施行	・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化など

3 計画の位置づけ

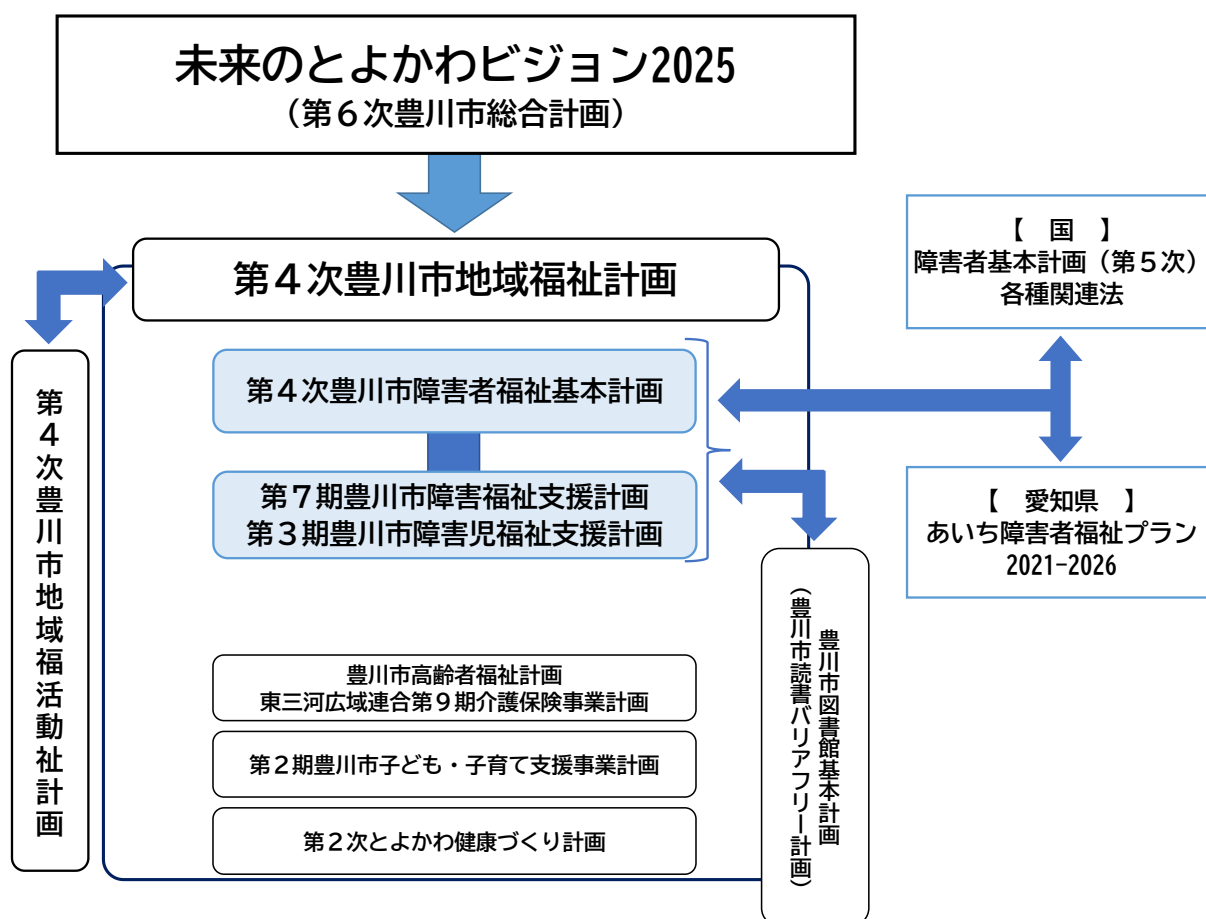
(1) 法的根拠と他の計画との関係

本計画は、「障害福祉支援計画」及び「障害児福祉支援計画」を一体として策定しています。

「豊川市障害福祉支援計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定された、成果目標や障害福祉サービス等の必要な見込量等を表す「障害福祉計画」です。

「豊川市障害児福祉支援計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定された、成果目標や障害児福祉サービス等の必要な見込量等を表す「障害児福祉計画」です。

なお、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和 2 年 6 月 12 日づけで公布され、市町村は、高齢、障害、子ども、生活困窮など制度別に設けられた各種支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業への取組が求められていることから、本計画とも連携、調和を図ります。



(2) 「障害者福祉基本計画」との関係

本計画は、障害福祉サービスや障害児通所支援等について各年度のサービス種類別の見込量等を明らかにする計画であり、「第4次豊川市障害者福祉基本計画」との整合を図るものです。

「第4次豊川市障害者福祉基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定された「市町村障害者計画」として、障害のある人に関する施策全般にわたる方向性を示す計画です。

なお、本計画は「障害福祉計画」の名称を第5期まで、「障害児福祉計画」の名称を第1期まで使用してきましたが、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」との違いを明確にするため、第6期計画から「障害福祉計画」を「障害福祉支援計画」、「障害児福祉計画」を「障害児福祉支援計画」にそれぞれ名称を改めています。

障害者福祉基本計画	
根拠法令	障害者基本法
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、障害者のための施策に関する基本的な計画 (障害者基本法第11条第3項) ・ 長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした総合計画の部門計画
障害福祉支援計画	
根拠法令	障害者総合支援法
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画 (障害者総合支援法第88条第1項)
位置づけ	障害者福祉基本計画の方針を踏まえた、障害福祉サービス分野の実施計画
障害児福祉支援計画	
根拠法令	児童福祉法
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度における障害児通所支援等及び障害児相談支援ごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画 (児童福祉法第33条の20第1項)
位置づけ	障害者福祉基本計画の方針を踏まえた、障害児福祉にかかわるサービス分野の実施計画

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

(年度)

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
豊川市障害者福祉基本計画	第4次						第5次		
豊川市障害福祉支援計画	第6期		第7期			第8期			
豊川市障害児福祉支援計画	第2期		第3期			第4期			

5 計画の対象

本計画では、特に断りのない限り、「障害者」に身体・知的・精神の各障害者（児）のほか、発達障害者（児）や難病患者、高次脳機能障害者（児）を含みます。また、各統計数値は、豊川市で日本人住民登録及び外国人住民登録をしている人のうち、該当者を対象としています。

なお、個別の障害などを対象とする箇所については、個別の表記をしています。

6 計画の策定体制

(1) 第7期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野の代表で構成された策定委員会において、施策や計画案を検討しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者、児童通所支援サービス利用者、障害福祉サービス提供事業所にアンケート調査票を配布し、障害のある人等の現状と今後の意向、事業所のサービスの提供状況を把握し、計画策定の基礎資料としました。

(3) 障害関係団体ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者当事者団体やボランティア団体に調査シートを配布し、アンケートだけでは把握しにくい当事者の意見や支援する立場からの現状・課題、今後の方向性等を把握し、計画策定の基礎資料としました。

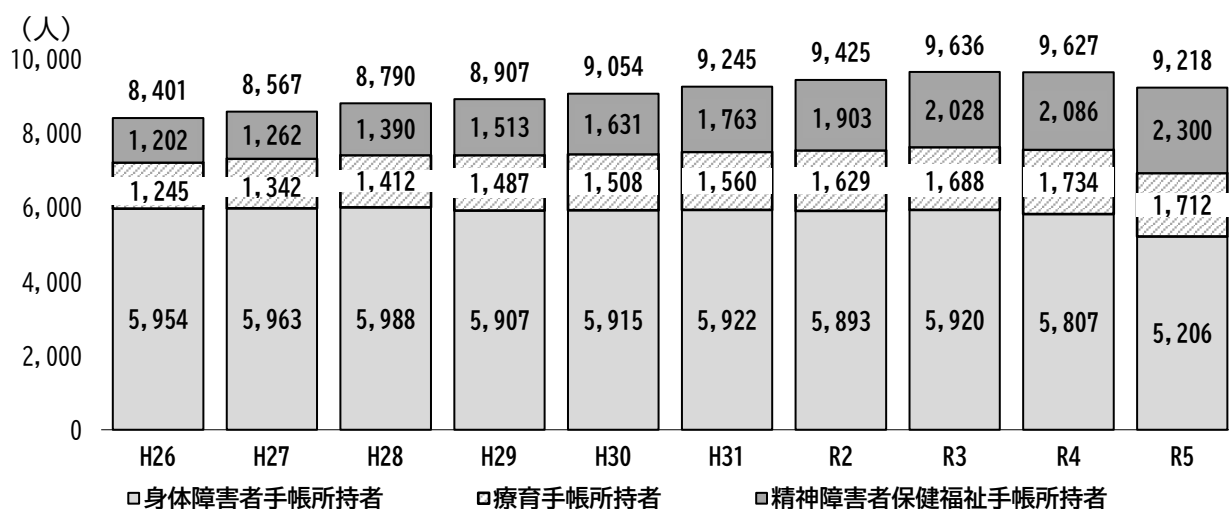
第2章 豊川市の現状

1 統計からみた障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は年々増加しており、令和5年4月1日現在では9,218人となっています。（身体障害者手帳所持者数 5,206人、療育手帳所持者数 1,712人、精神障害者保健福祉手帳所持者数 2,300人）

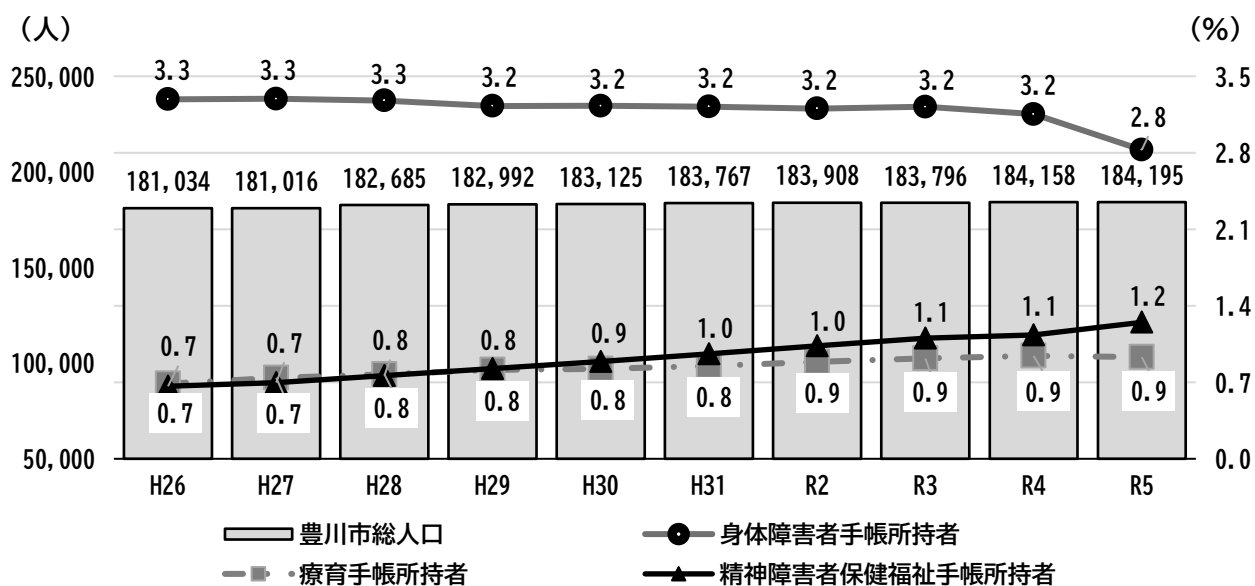
◆障害者手帳所持者数の推移



※身体障害者手帳所持者について、R4まで算定誤りあり（除票等も含めて算定していたため）

資料：豊川市障害福祉課（各年4月1日現在）

◆総人口に対する障害者手帳所持者割合の推移



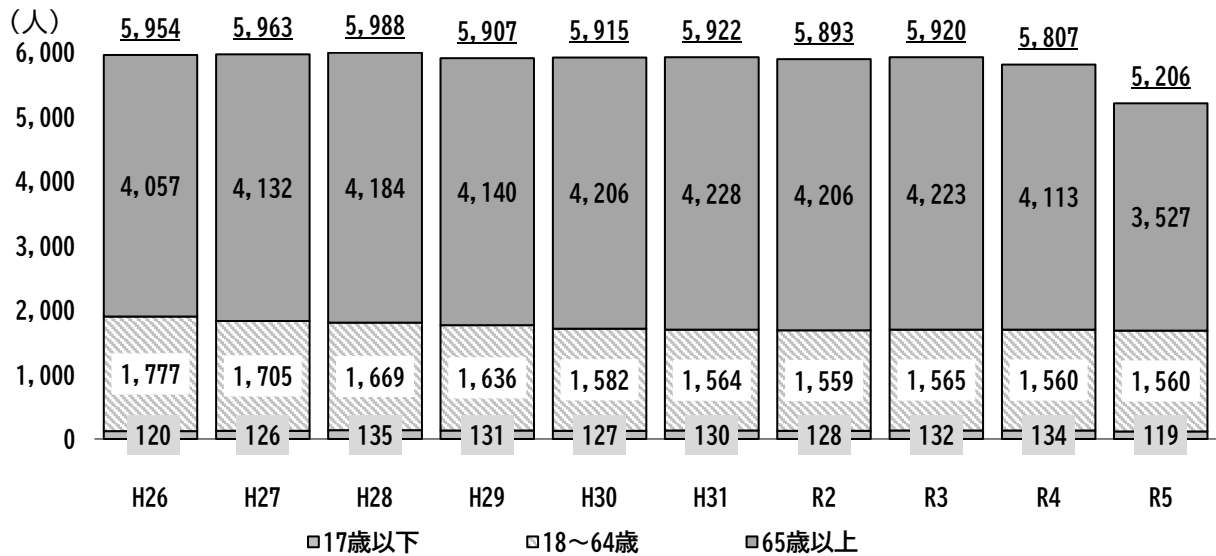
※身体障害者手帳所持者について、R4まで算定誤りあり（除票等も含めて算定していたため）

資料：豊川市障害福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は平成28年までは緩やかに増加していましたが、平成29年以降は年によって数値が増減しています。令和5年では、令和4年から全体で601人減少しています。年齢別にみると、65歳以上が最も多くなっています。等級別にみると、1級(最重度)が最も多く、次いで3級及び4級となっています。

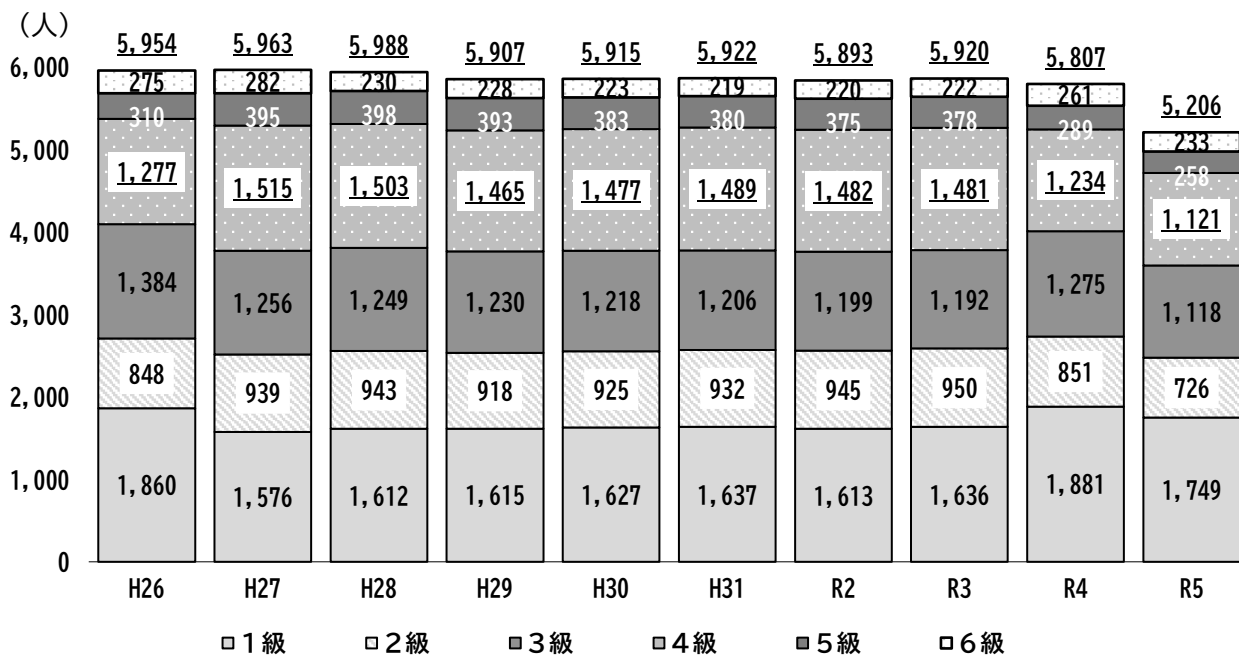
◆年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



※R4まで算定誤りあり(除票等も含めて算定していたため)

資料:豊川市障害福祉課(各年4月1日現在)

◆等級別身体障害者手帳所持者数の推移



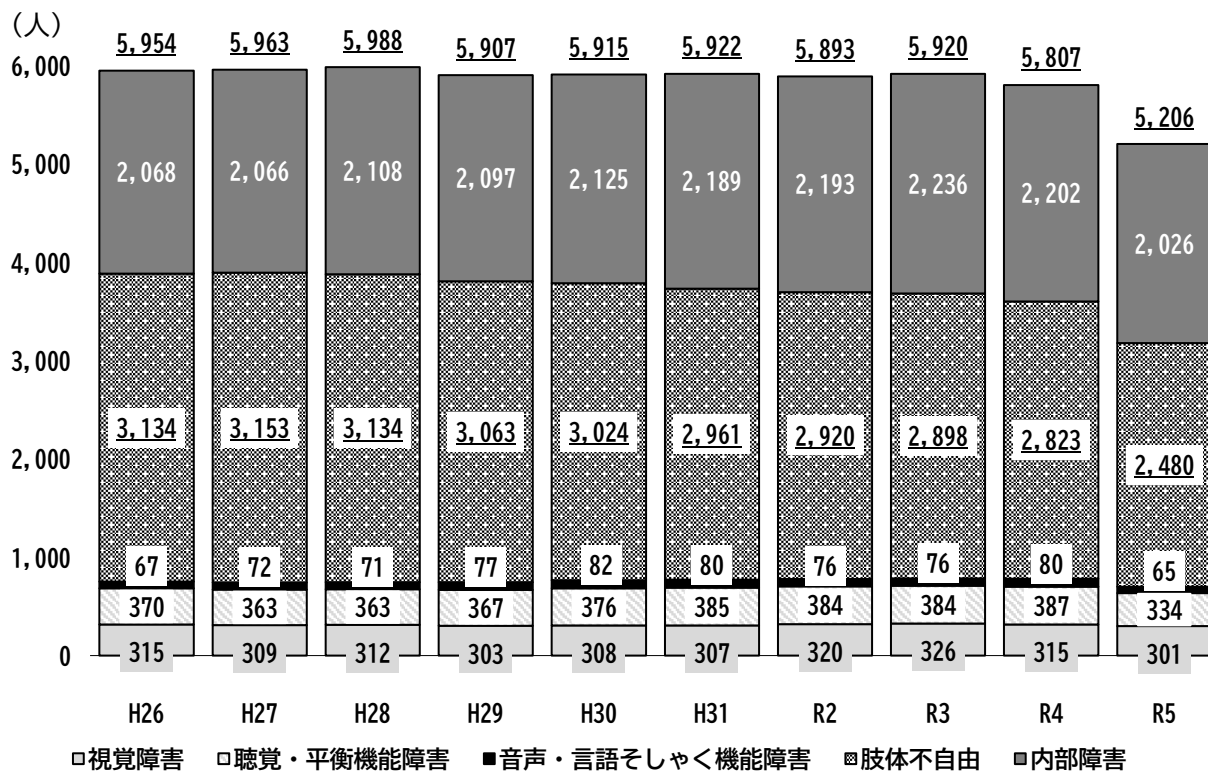
※合計には7級を含む

※R4まで算定誤りあり(除票等も含めて算定していたため)

資料:豊川市障害福祉課(各年4月1日現在)

障害の種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く、約半数を占めています。次いで「内部障害」が多くなっています。

◆障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移



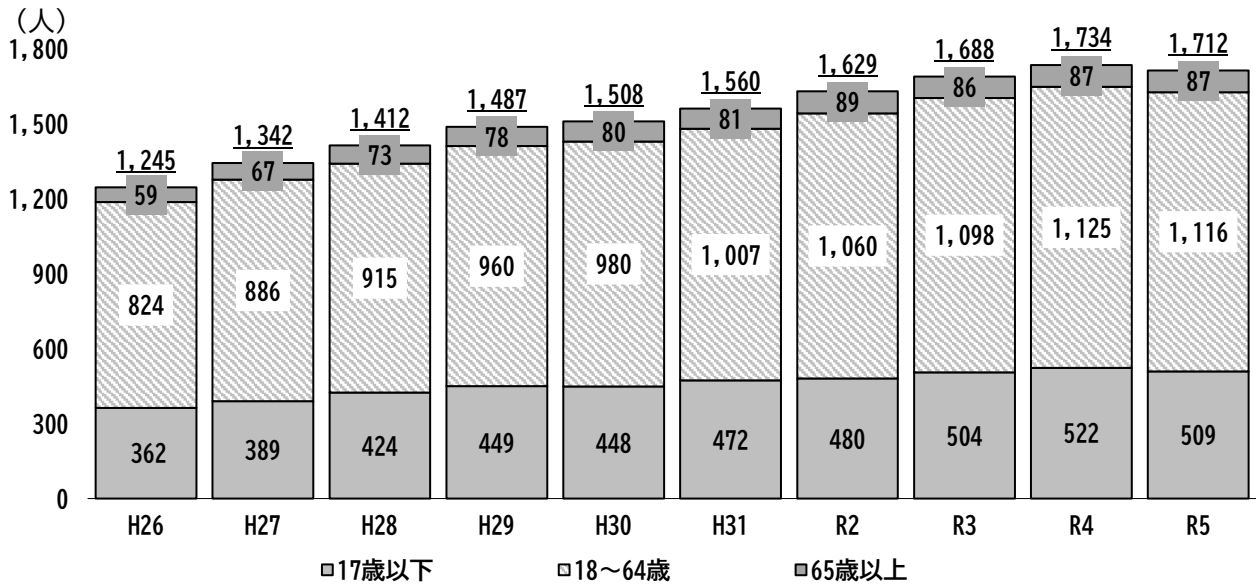
※R4まで算定誤りあり(除票等も含めて算定していたため)

資料:豊川市障害福祉課(各年4月1日現在)

(3) 知的障害者の状況

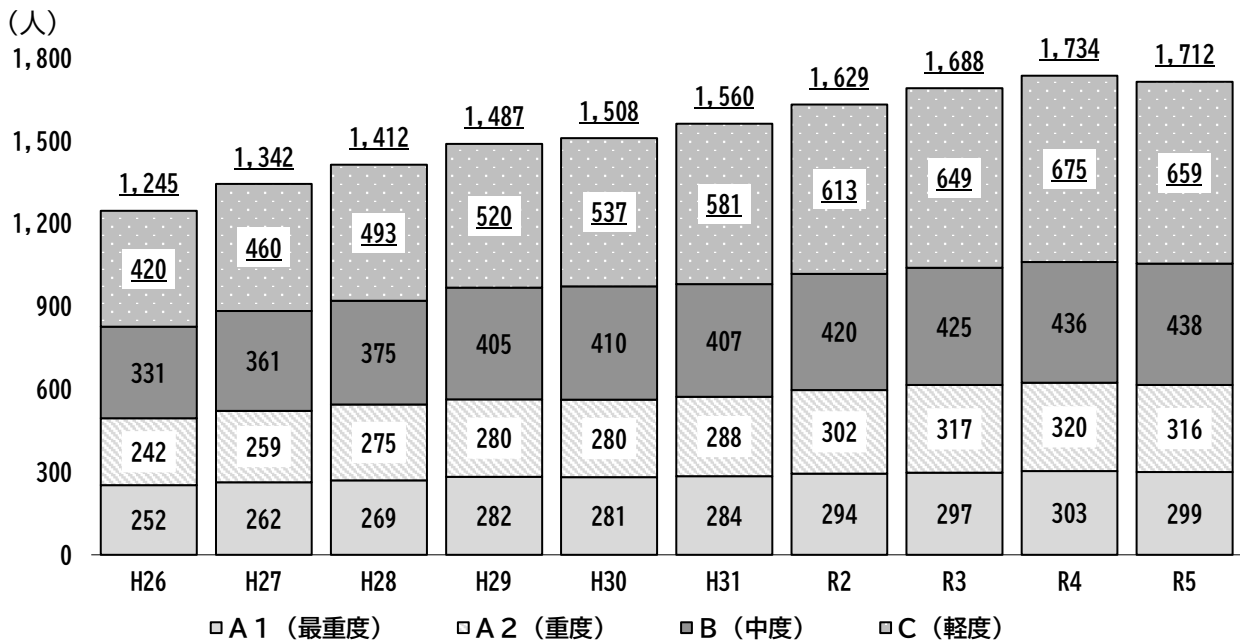
療育手帳所持者数は年々増加傾向にあります。年齢別にみると、18～64歳が最も多く、次いで17歳以下となっています。いずれの年齢層でも概ね年々増加しています。等級別にみると、C（軽度）が最も多く、次いでB（中度）となっています。

◆年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：豊川市障害福祉課（各年4月1日現在）

◆等級別療育手帳所持者数の推移

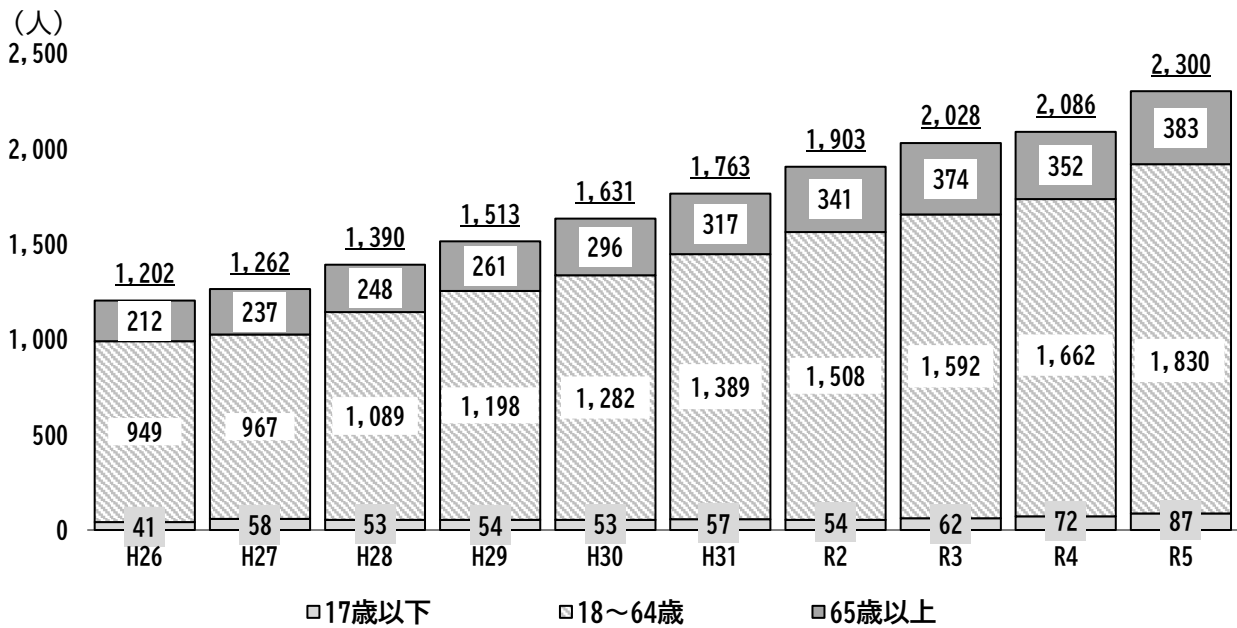


資料：豊川市障害福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者の状況

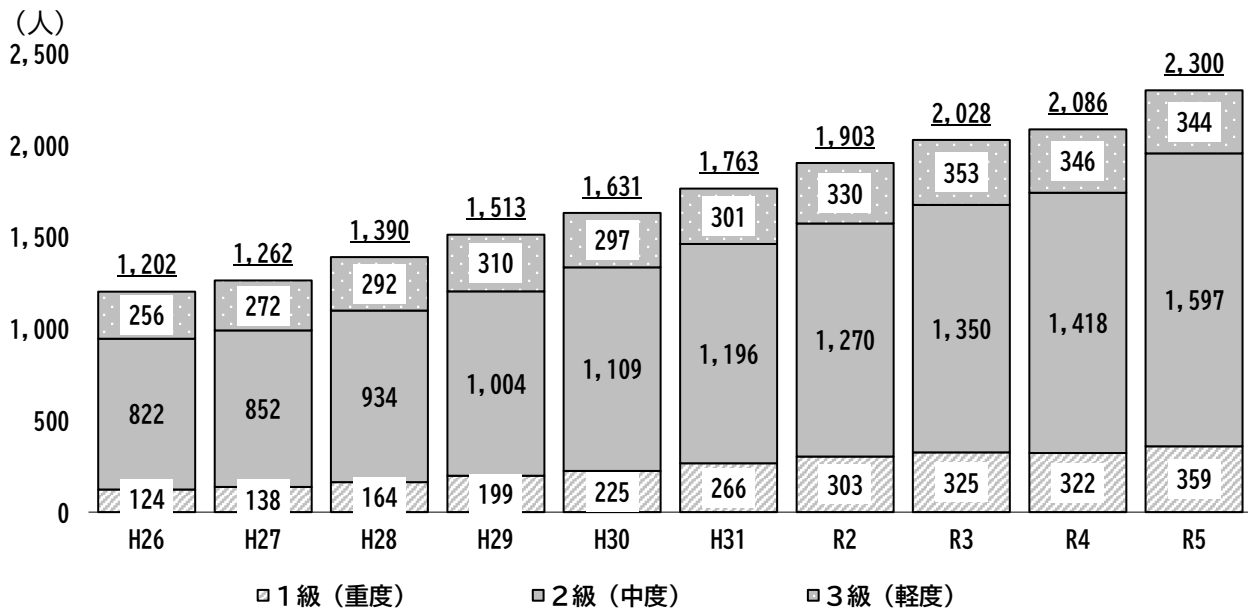
精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。年齢別にみると、18～64歳が最も多く、全体の8割前後を占めています。18～64歳、65歳以上では年々増加しています。等級別にみると、2級（中度）が最も多く、全体の7割前後を占めています。いずれの等級でも概ね増加していますが、特に1級（重度）で大きく増加しています。

◆年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：豊川市障害福祉課（各年4月1日現在）

◆等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

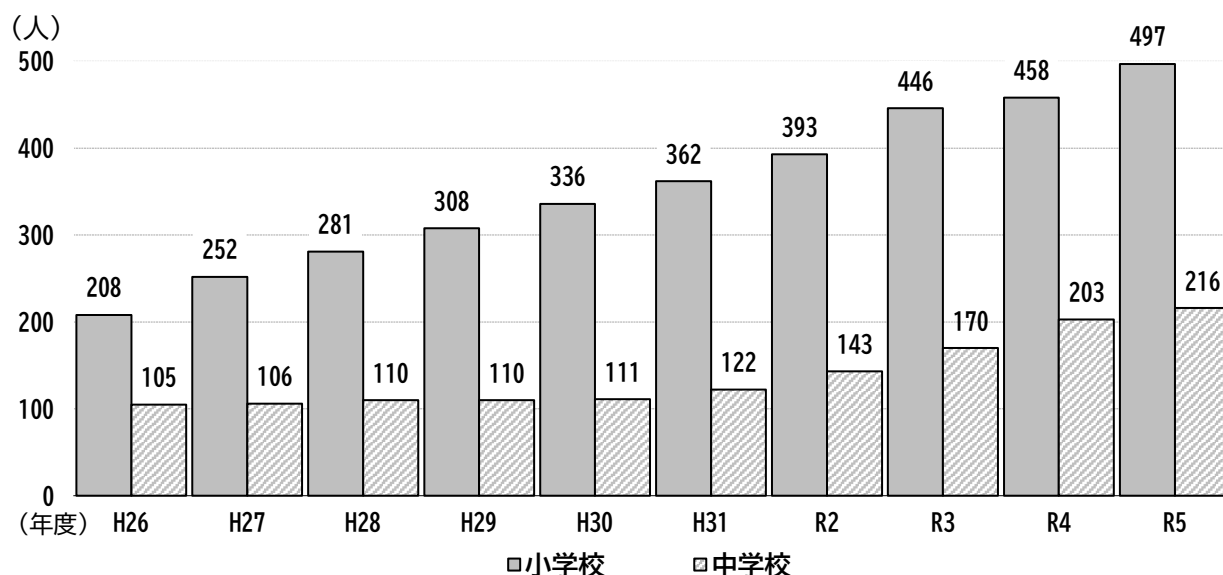


資料：豊川市障害福祉課（各年4月1日現在）

(5) 障害のある子どもの状況

特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校では平成 27 年度以降、年々増加しており、令和 5 年度 497 人となっています。中学校では、平成 26 年度以降増加傾向にあり、令和 5 年度では 216 人と、平成 26 年度から 100 人以上増加しています。障害の種類別にみると、小学校・中学校ともに自閉症・情緒と知的障害の割合が高くなっています。

◆特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移



資料：豊川市学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

◆障害の種類別特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

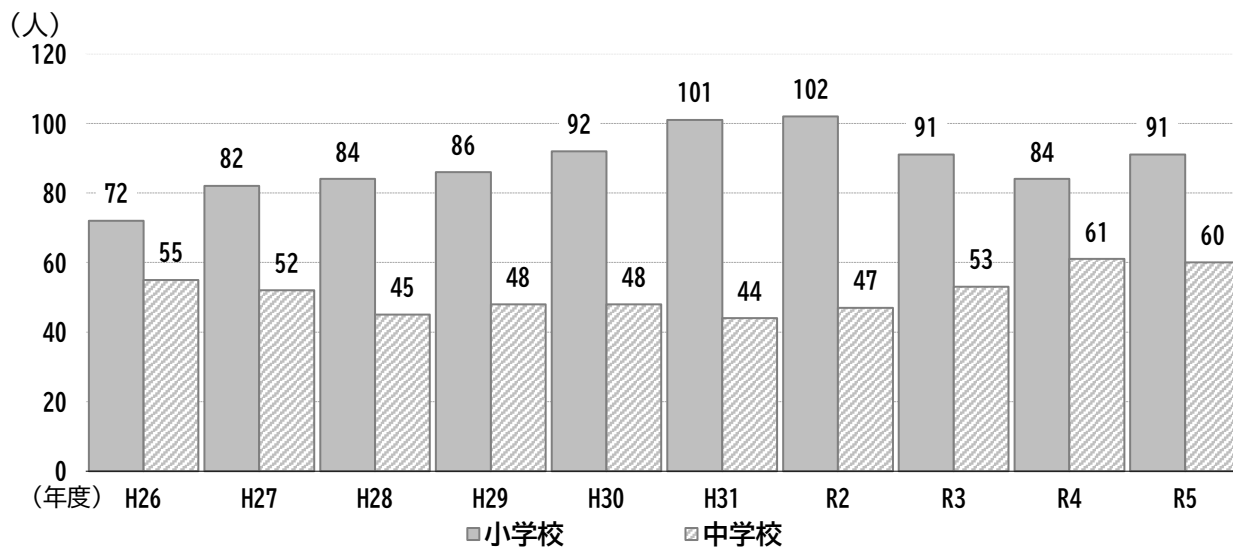
(年度)

障害の種類別	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校 合計	362 人	393 人	446 人	458 人	497 人
知的障害	160 人	177 人	218 人	218 人	237 人
肢体不自由	11 人	8 人	8 人	8 人	8 人
病弱・身体虚弱	2 人	5 人	6 人	8 人	7 人
難聴	4 人	5 人	5 人	3 人	4 人
自閉症・情緒	185 人	198 人	209 人	221 人	241 人
中学校 合計	122 人	143 人	170 人	203 人	216 人
知的障害	66 人	82 人	93 人	102 人	96 人
肢体不自由	0 人	0 人	4 人	6 人	3 人
病弱・身体虚弱	0 人	1 人	1 人	2 人	4 人
難聴	1 人	0 人	0 人	2 人	2 人
自閉症・情緒	55 人	60 人	72 人	91 人	111 人

資料：豊川市学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

特別支援学校に在籍する児童生徒数は、小学部では平成 26 年度以降、令和 2 年度までは増加傾向でしたが、令和 3 年以降は年度によって増減しています。中学部では、年度によって数値が増減していますが、令和 2 年度以降はおおむね増加傾向にあります。

◆特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移



資料：豊川市学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

(6) 難病患者等の状況

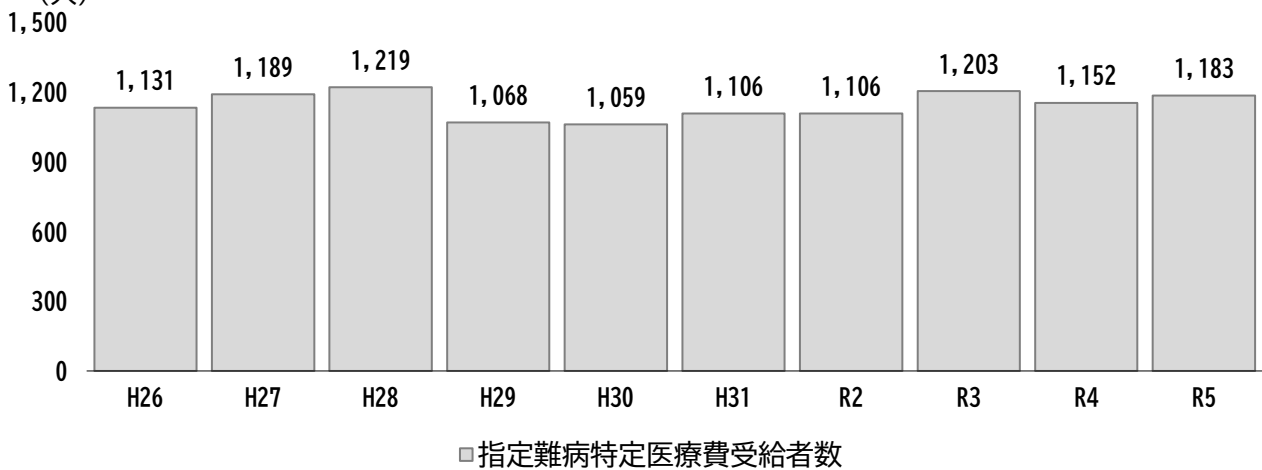
難病法による指定難病特定医療費受給者数は、平成 28 年度までは緩やかに増加しています。平成 27 年 1 月の難病法施行により、平成 29 年度は重症度基準の導入やそれに伴う特定医療費支給の経過措置期間が終了し一時的に減少しましたが、対象疾患の追加等により今後も横ばいもしくは増加が予想されます。

なお、難病法に基づく指定難病は 338 疾患（令和 3 年 11 月現在）ですが、症状が一定以上、高額な医療費を支払っている場合に受給対象となることから、難病患者はさらに多いことが推定されます。

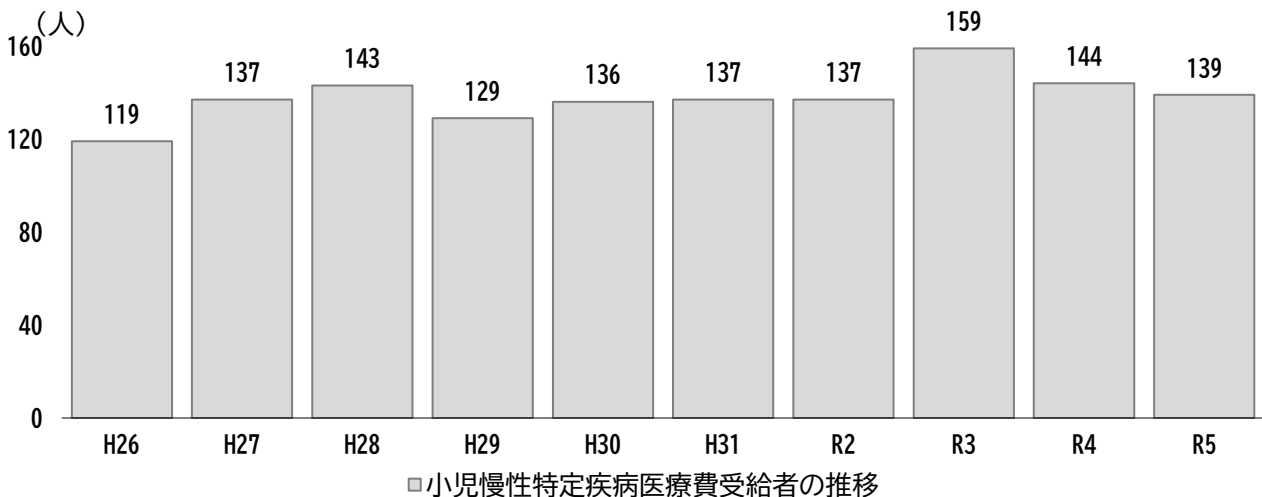
また、障害者総合支援法における対象疾患として、難病法に基づく指定難病を含む 366 疾病（令和 3 年 11 月現在）が対象となっています。小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾患は 788 疾患（令和 3 年 11 月現在）、対象年齢は 18 歳未満で、受給者数は年度によって微増減を繰り返しつつも増加傾向にあります。

なお、障害者医療費の助成や、豊川市子ども医療費を利用し、指定難病特定医療費または小児慢性特定疾病医療費の助成制度を申請しない人がいる現状があります。

◆指定難病特定医療費受給者数の推移 (人)



◆小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移 (人)

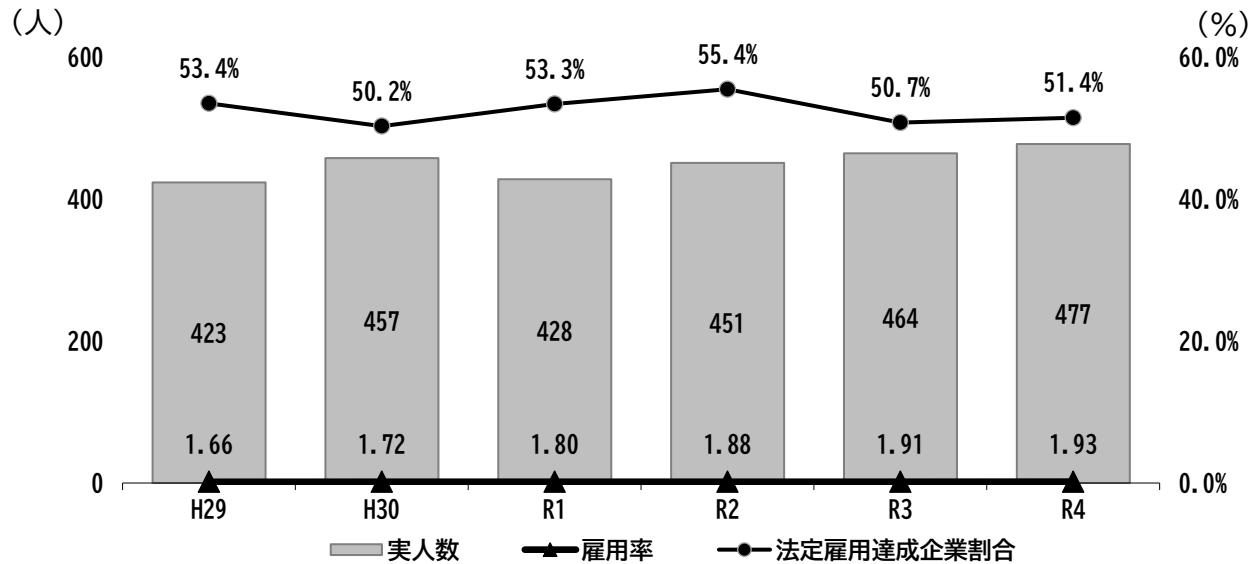


(7) 障害者雇用の状況

本市の企業の障害者雇用は、実人数は令和元年以降増加しており、雇用率は平成 29 年以降増加しています。法定雇用率の達成企業の割合は、半数程度で増減しています。

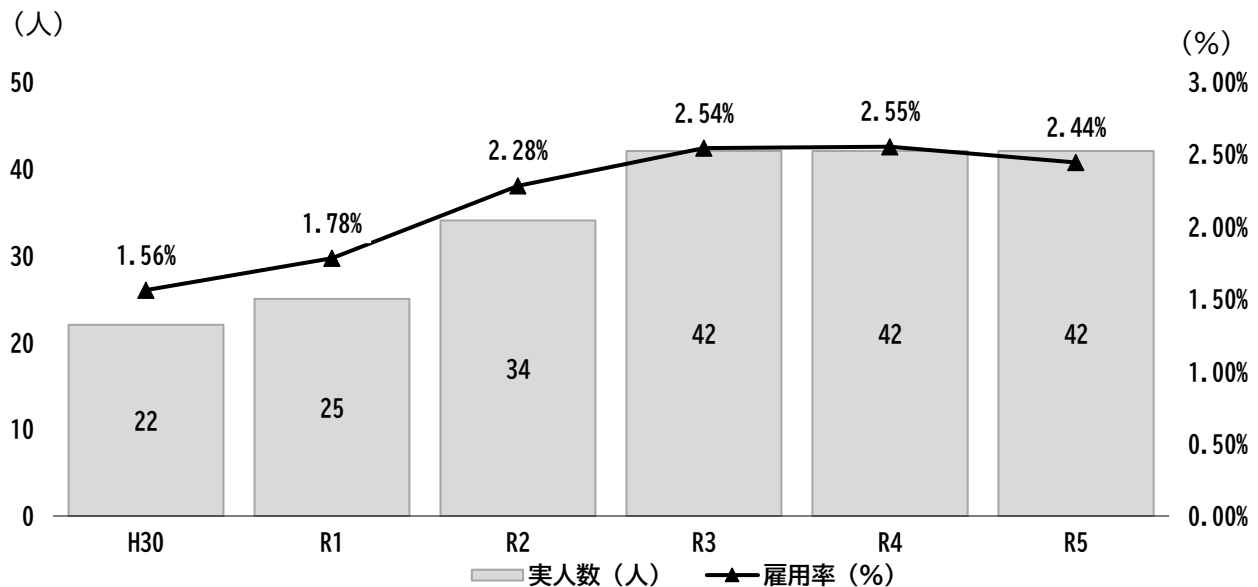
市役所の障害者雇用は、実人数及び雇用率ともに平成 30 年から増加しており、安定的な雇用となっています。

◆本市の企業の障害者雇用の推移



資料：豊川公共職業安定所（各年4月1日現在）

◆市役所の障害者雇用の推移



資料：豊川市人事課（各年6月1日現在）

2 障害者への意識調査からみた現状

(1) 調査概要

◆調査の概要

区分	障害者	障害児	事業所
対象者	障害者手帳所持者	18歳未満の児童通所 支援サービス利用者	障害福祉サービス 事業所
調査期間	令和5年6月7日(水)～令和5年6月28日(水)		
調査の方法	郵送配布・回収及び、インターネットによるWeb回収		
配布数	2,000件	669件	83件
有効回収件数	1,132件	299件	57件
有効回収率	56.6%	44.7%	68.7%

(2) 障害者向け調査、障害児向け調査結果の概要

(第2回会議後に作成)

(3) 事業者向け調査結果の概要

(第2回会議後に作成)

3 団体ヒアリング調査からみた現状

(1) 調査概要

◆調査の概要

区分	当事者団体	ボランティア団体
対象者	市内で活動している 障害者団体	市内で活動している ボランティア団体
調査期間	令和5年7月4日（火）～令和5年8月18日（金）	
配布数	6団体	25団体
有効回収件数	6団体	15団体
有効回収率	100.0%	60.0%

(2) 調査結果の概要

(第2回会議後に作成)

4 前回計画の進捗状況

前回計画で設定した目標値の進捗状況は、以下の通りとなっています。

(1) 福祉施設の入所者の生活への移行

第6期計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度末における地域生活移行者数（地域生活移行をする者の数をいう。以下同じ。）を9人、令和5年度末の福祉施設の入所者削減数を4人、入所者数を153人と設定しました。

令和4年度末現在、地域生活移行者数は目標値を下回り1人となっています。また、入所者削減数は目標値を上回り、9人の実績がありました。

項目	数値等	現状値（令和4年度末）
令和元年度末の福祉施設の入所者数	157人	
【目標値】 令和5年度末における地域生活移行者数	9人	1人
【目標値】 令和5年度末の福祉施設の入所者削減数 （令和5年度末の福祉施設の入所者数）	4人 (153人)	9人 (148人)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】

国の基本指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置や関係者の参加を促すことを目標としました。

令和4年度現在、保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催と評価の実施を計画通り目標値を達成しています。

項目		第6期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	実績	3回	3回	3回
	目標値	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	実績	3回	3回	3回
	目標値	3回	3回	3回

※令和5年度は見込み値

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

事業所等と連携し、市に整備していくことやその機能について関係機関において検証及び検討をしていくことを目標としました。

令和4年度現在、事業所と連携し、地域生活支援拠点等の設置と機能の検証と検討を計画通り実施しています。

項目		第6期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置	実績	設置	設置	設置
	目標値	設置	設置	設置
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討 (実施回数)	実績	2回	2回	2回
	目標値	2回	2回	2回

※令和5年度は見込み値

(4) 福祉施設から一般就労への移行など

①福祉施設から一般就労への移行

令和元年度末の一般就労移行者数 28 人を基準に、令和5年度末に一般就労移行者数を 36 人とすることを目標として設定しました。

令和4年度末現在、一般就労移行者数は目標値を下回り 27 人となっています。

項目	数値等	現状値 (令和4年度末)
令和元年度の一般就労移行者数	28 人	
【目標値】 令和5年度中の一般就労移行者数	36 人	27 人

②就労移行支援事業の利用者数【一部新規】

国の基本指針に基づき、令和5年度中の就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の利用者数を下表のとおり目標を設定しました。

令和4年度末現在、就労継続支援A型からの移行者数は目標値を上回り7人でしたが、就労移行支援事業は16人、就労継続支援B型は4人とそれぞれ目標値を下回っています。

項目	数値等	現状値（令和4年度末）
令和元年度の就労移行支援事業からの移行者数	22人	
【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業からの移行者数	29人	16人
令和元年度の就労継続支援A型からの移行者数	2人	
【目標値】 令和5年度の就労継続支援A型からの移行者数	3人	7人
令和元年度の就労継続支援B型からの移行者数	4人	
【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型からの移行者数	5人	4人

③就労定着事業の職場定着率【新規】

令和5年度中における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することと設定し、また、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標としていました。

令和4年度末現在、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の割合は目標値を下回り2割でしたが、就労定着率が8割以上の事業所の割合は目標値を上回り8割となっています。

項目	数値等	現状値（令和4年度末）
【目標値】 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の割合	7割	2割
【目標値】 就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割	8割

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【一部新規】

国の基本指針に基づき、障害児支援の提供体制の整備等についての目標を設定しました。

令和4年度現在、保育所等訪問支援を継続し、利用体制を構築しました。

また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、既に1箇所確保しています。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る協議の場の設置及びコーディネーターの配置については既に行っていましたが、支援体制を強化し機能の充実を実施しました。

項目	数値等	現状値（令和4年度末）
【目標値】 児童発達支援センター	設置	設置済
【目標値】 保育所等訪問支援	構築	構築済
【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	確保	確保済
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置済
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置	配置	配置済

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に基づき、相談支援体制の充実・強化を図るための目標を設定しました。

前期計画期間中の総合的・専門的な相談支援の実施については、基幹相談支援センターが中心となり、障害者地域自立支援協議会の相談支援部会などで情報共有や、困難な事例の検討等を行い、連携を図りました。

サービス種別		第6期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

※令和5年度は見込み値

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【新規】

国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についての目標を設定しました。

前期計画期間中の取組については、県が主催する研修等に市職員が毎年参加し、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果や、事業所と東三河ほいっぴネットワーク「電子@連絡帳」等のICTを活用した情報共有を図りました。

サービス種別		第6期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	見込量	1人	1人	1人
	実績	2人	8人	1人
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果を活用した、事業所や関係自治体等との共有体制の実施	見込量	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果を活用した、事業所や関係自治体等との共有回数	見込量	4回	4回	4回
	実績	4回	4回	4回

※令和5年度は見込み値

5 障害福祉サービス等の提供状況

前回計画で見込量を設定した障害福祉サービス等の提供状況は、以下の通りとなっています。
各年度1箇月あたりの実績は3月分を記載していますが、新型コロナウイルス感染症予防対策等の影響を受けているサービスもあります。

(1) 訪問系サービス

同行援護の利用人数は、概ね計画通りとなっています。居宅介護、行動援護の利用人数は計画値を上回っていますが、重度訪問介護の利用人数は計画値を下回りました。

(1箇月あたり)

	令和3年			令和4年		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
居宅介護	214人	283人	132.2%	218人	312人	143.1%
	3,574時間	4,531時間	126.8%	3,641時間	3,846時間	105.6%
重度訪問介護	8人	6人	75.0%	9人	6人	66.7%
	3,485時間	2,268時間	65.1%	3,921時間	2,183時間	55.7%
同行援護	31人	35人	112.9%	32人	35人	109.4%
	401時間	654時間	163.1%	41時間	694時間	1692.7%
行動援護	9人	8人	88.9%	10人	16人	160.0%
	73時間	40時間	54.8%	81時間	194時間	239.5%
重度障害者等 包括支援	1人	0人		1人	0人	
	436時間	0時間		436時間	0時間	

※実績は各年度3月分

(2) 日中活動系サービス

生活介護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の利用人数、利用日数は、概ね計画値通りとなっています。令和4年度では、就労定着支援が計画値を大きく上回りました。

(1 箇月あたり)

	令和3年			令和4年		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
生活介護	554 人	504 人	91.0%	576 人	613 人	106.4%
	10,855 人日	10,226 人日	94.2%	11,286 人日	11,368 人日	100.7%
自立訓練 (機能訓練)	3 人	0 人	0.0%	5 人	0 人	0.0%
	23 人日	0 人日	0.0%	38 人日	0 人日	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	6 人	6 人	100.0%	7 人	3 人	42.9%
	68 人日	129 人日	189.7%	79 人日	68 人日	86.1%
就労移行支援	41 人	34 人	82.9%	45 人	36 人	80.0%
	676 人日	691 人日	102.2%	742 人日	595 人日	80.2%
就労継続支援 (A型)	55 人	52 人	94.5%	58 人	69 人	119.0%
	1,088 人日	1,114 人日	102.4%	1,153 人日	1,250 人日	108.4%
就労継続支援 (B型)	376 人	354 人	94.1%	395 人	396 人	100.3%
	7,372 人日	6,521 人日	88.5%	8,281 人日	6,088 人日	73.5%
就労定着支援	4 人	4 人	100.0%	5 人	10 人	200.0%
短期入所 (福祉型)	54 人	47 人	87.0%	57 人	49 人	86.0%
	423 人日	259 人日	61.2%	446 人日	267 人日	59.9%
短期入所 (医療型)	14 人	6 人	42.9%	15 人	9 人	60.0%
	80 人日	15 人日	18.8%	85 人日	23 人日	27.1%
療養介護	21 人	14 人	66.7%	23 人	14 人	60.9%

※実績は各年度3月分

(3) 居住系サービス

施設入所支援の利用人数は、概ね計画値通りとなっています。また、共同生活援助（グループホーム）の利用人数は計画値を上回りました。自立生活援助は利用がありませんでした。

(1 箇月あたり)

	令和3年			令和4年		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
自立生活援助	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
共同生活援助 (グループホーム)	195人	235人	120.5%	199人	246人	123.6%
施設入所支援	155人	157人	101.3%	154人	148人	96.1%

※実績は各年度3月分

(4) 相談支援

計画相談支援の利用人数は、概ね計画値通りとなっています。地域移行支援の利用人数は、計画値を下回っています。また、地域定着支援は利用がありませんでした。

(1 箇月あたり)

	令和3年			令和4年		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
計画相談支援	333人	358人	107.5%	350人	382人	109.1%
地域移行支援	5人	2人	40.0%	7人	2人	28.6%
地域定着支援	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%

実績は各年度3月分

(5) 障害児支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援の利用人数、利用日数は計画値を上回っており、特に児童発達支援、保育所等訪問支援はいずれも計画値を大きく上回っています。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、いずれも利用がありませんでした。

(1 箇月あたり)

	令和3年			令和4年		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
児童発達支援	186 人	254 人	136.6%	190 人	246 人	129.5%
	1,722 人日	2,665 人日	154.8%	1,759 人日	2,632 人日	149.6%
医療型児童 発達支援	5 人	0 人	0.0%	6 人	0 人	0.0%
	39 人日	0 人日	0.0%	47 人日	0 人日	0.0%
放課後等 デイサービス	390 人	428 人	109.7%	410 人	439 人	107.1%
	4,315 人日	5,108 人日	118.4%	4,536 人日	5,906 人日	130.2%
保育所等 訪問支援	25 人	46 人	184.0%	28 人	49 人	175.0%
	26 人日	52 人日	200.0%	29 人日	64 人日	220.7%
居宅訪問型 児童発達支援	1 人	0 人	0.0%	1 人	0 人	0.0%
	1 人日	0 人日	0.0%	1 人日	0 人日	0.0%
障害児相談支援	116 人	150 人	129.3%	122 人	172 人	141.0%
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置人数	3 人	3 人	100.0%	3 人	3 人	100.0%

※実績は各年度3月分

(6) 地域生活支援事業

日常生活用具給付等事業のうち、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具は計画値を大きく上回っています。また、手話奉仕員養成研修事業の実養成講習修了者数は計画値を大きく上回っています。移動支援事業については、利用者数、利用時間数ともに計画値の半分程度となっています。

(年あたり)

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	—	実施	実施	—
自発的活動支援事業		実施	実施	—	実施	実施	—
相談支援事業	障害者相談支援事業	6箇所	6箇所	100.0%	6箇所	6箇所	100.0%
	基幹相談支援センター	設置	設置	—	設置	設置	—
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	—	実施	実施	—
	住宅入居等支援事業	—	—	—	実施	未実施	—
成年後見制度利用支援事業 (実利用者数)		4人	2人	50.0%	5人	1人	20.0%
成年後見制度法人後見支援事業		—	—	—	実施	未実施	—
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記派遣事業 (実利用者数)	38人	40人	105.3%	41人	36人	87.8%
	手話通訳者設置事業 (実設置者数)	2人	1人	50.0%	2人	1人	50.0%
日常生活用具給付等見込件数	介護・訓練支援用具	18件	8件	44.4%	20件	11件	55.0%
	自立生活支援用具	33件	22件	66.7%	33件	22件	66.7%
	在宅療養等支援用具	23件	47件	204.3%	24件	22件	91.7%
	情報・意思疎通支援用具	9件	28件	311.1%	7件	10件	142.9%
	排せつ管理支援用具	4,329件	4,687件	108.3%	4,464件	4,297件	96.3%
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3件	4件	133.3%	3件	7件	176.9%
手話奉仕員養成研修事業 (実養成講習修了者数)		12人	19人	158.3%	13人	23人	176.9%
移動支援事業 (実利用者数・延べ利用時間数)		350人	173人	49.4%	375人	180人	48.0%
		19,356時間	10,106時間	52.2%	20,739時間	11,005時間	53.1%
地域活動支援センター (実施箇所・実利用者数)		4箇所	4箇所	100.0%	4箇所	4箇所	100.0%
		152人	134人	88.2%	152人	146人	96.1%

(7) 任意事業

日中一時支援の利用日数は計画値をやや上回っています。訪問入浴サービスの利用日数、自動車運転免許取得の利用件数、自動車改造助成の利用件数、令和4年度の視覚障害者歩行訓練の利用人数は、計画値を下回っています。

(年あたり)

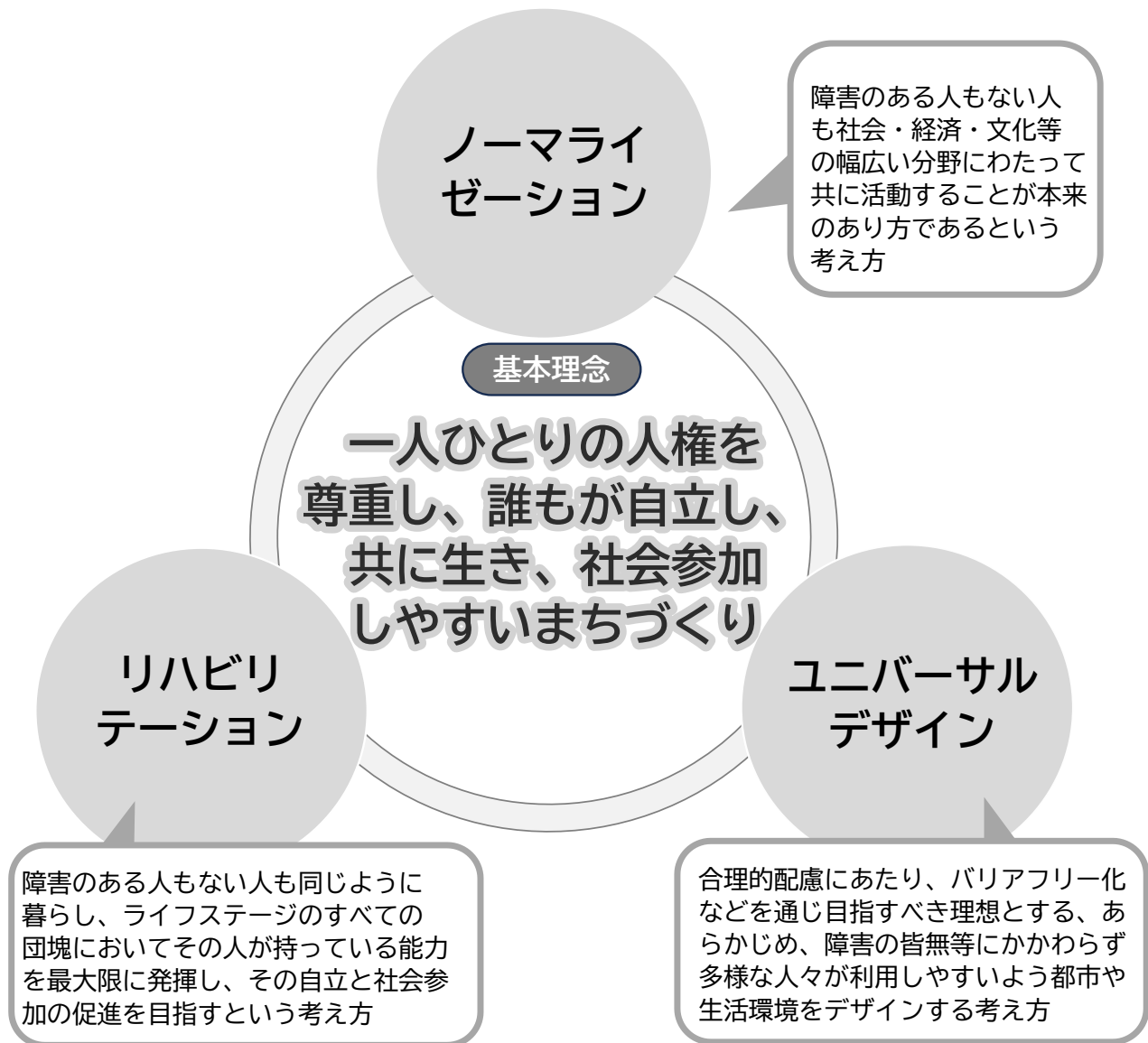
	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績	比率	計画値	実績	比率
訪問入浴サービス	2,371日	1,846日	77.9%	2,608日	1,896日	72.7%
日中一時支援	6,181日	6,495日	105.1%	6,490日	7,078日	109.1%
自動車運転免許取得	8件	2件	25.0%	11件	0件	0.0%
自動車改造助成	11件	5件	45.5%	12件	4件	33.3%
視覚障害者歩行訓練	4人	4人	100.0%	4人	3人	75.0%

第3章 計画の基本的な指針

1 基本理念

「第4次豊川市障害者福祉基本計画」では、「未来のとよかわビジョン 2025（第6次豊川市総合計画）」の目標「誰もが健やかに生き生きと暮らしているまち」や、国や県の基本理念を踏まえ、基本理念を「一人ひとりの人権を尊重し、誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくり」としています。また、基本理念は、以下の図のように「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「ユニバーサルデザイン」の3つの考え方を基に推進していくこととしています。

「第4次豊川市障害者福祉基本計画」は本計画の上位計画にあたるため、引き続きこの基本理念等を踏まえ、計画を推進していきます。



2 第7期障害福祉支援計画等の基本的事項

本計画は、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法の理念を踏まえ、国の基本指針に基づき策定します。

※以下の基本的事項及び基本的考え方は、国の基本指針に記載されている障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項を要約しました。

(1) 障害福祉支援計画等における国の基本的事項

①障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市を実施主体の基本とします。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法令施行令で定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。）であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図ります。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによるインフォーマルなサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

④地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。その際、地域福祉計画等との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

加えて、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

⑦障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、「障害者文化芸術推進法」を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

(2) 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的考え方

①必要な訪問系サービスが受けられるようにします。

障害者が地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

②希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします。

障害者一人ひとりのニーズに応じ、希望する障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、短期入所、療養介護）を利用できるようにします。

③グループホームなどを充実して施設入所から地域生活への移行を推進します。

地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

さらに、体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築する等により、その機能の充実を図ります。

④福祉施設から一般就労への移行などを推進します。

就労移行支援事業及び就労定着支援事業などの推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、定着を推進します。

⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制を充実させます。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、管内の支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

⑥依存症対策を推進します。

アルコール、薬物及びギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行います。

(3) 相談支援の提供体制に関する基本的考え方

①相談支援体制の充実・強化

相談支援事業者等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携に努める必要があります。

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所において地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用するようにしていきます。

精神障害者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えていきます。

②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等または精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていきます。

③協議会の活性化

障害者地域自立支援協議会は関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、市が障害福祉支援計画等を定め、または変更しようとする際に意見を求められた場合に、地域の課題解決に向けた積極的な提示を行うことが重要となります。

協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ります。

(4) 障害児支援の提供体制に関する基本的考え方

①地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備します。

児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備します。

地域における支援体制の整備に当たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画することの専門部会を協議会の下に設置し、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の有機的な連携の下で進めていきます。

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、市の障害児支援の担当課と教育委員会等との連携体制を確保します。

③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていきます。

児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等（以下「保育所等」という。）に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められています。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要です。

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、支援体制の充実を図ります。

また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、適切な支援ができるよう、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

虐待を受けた障害児等に対しては、障害児入所支援において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

⑤障害児相談支援の提供体制の確保

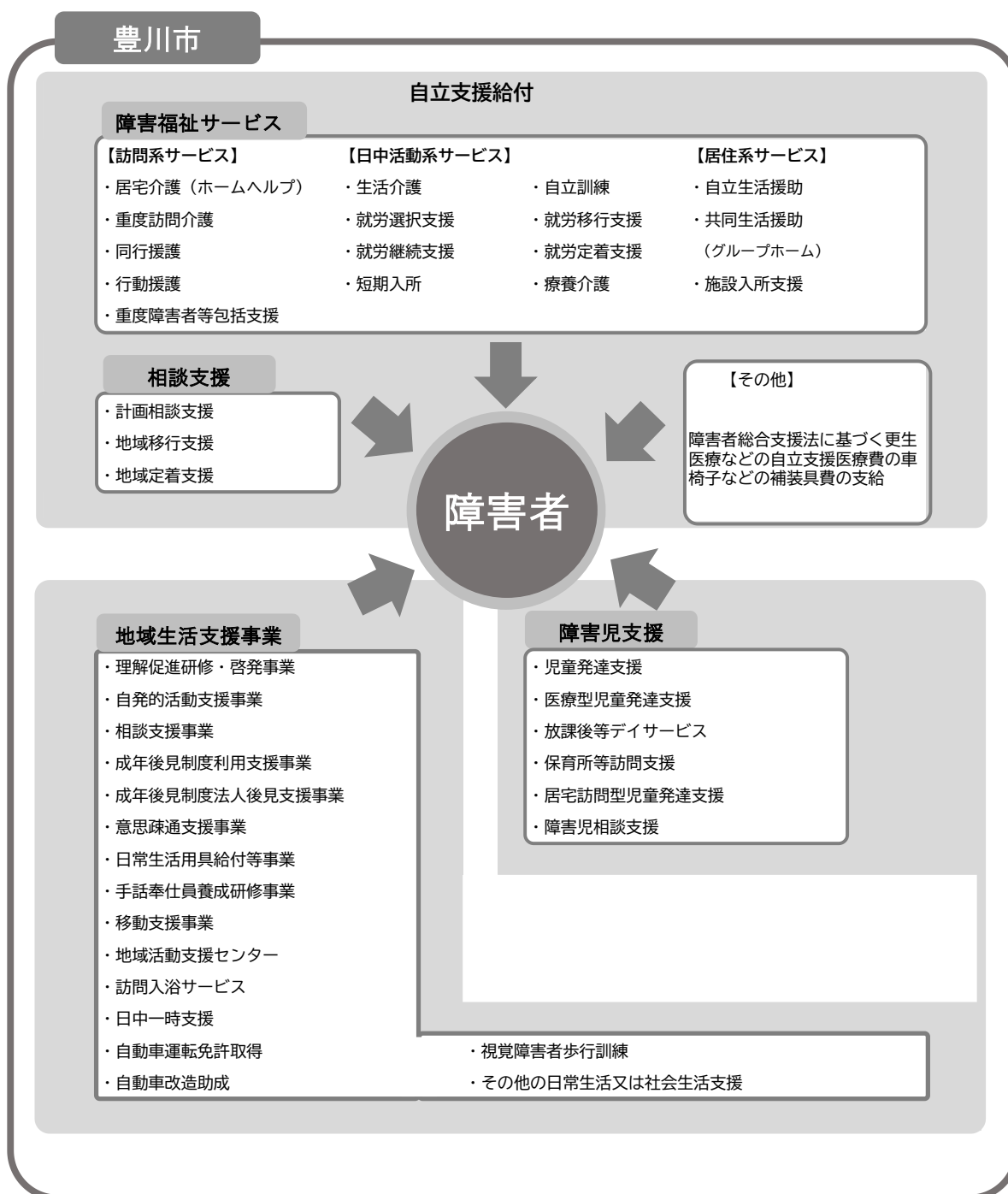
障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を目指します。

なお、児童発達支援センターには、「気付き」の段階を含めた地域の多様な障害児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められているところ、その役割を踏まえた相談支援の提供体制の構築を図ることが重要となります。

第4章 計画目標値と見込

1 豊川市におけるサービスの構成

豊川市におけるサービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスからなる「障害福祉サービス」、計画相談支援などを行う「相談支援」、児童発達支援、障害児相談支援などを行う「障害児支援」と、地域の特性や利用者の状況に応じて障害者の自立した地域生活を支援する様々なサービスなどを行う「地域生活支援事業」などで構成されています。



2 目標値の設定

本計画では、福祉施設の入所者の地域生活への移行（福祉施設や精神科病棟に入所・入院をしている障害者が退所・退院し、グループホームや一般住宅などで地域生活することをいう。以下同じ。）、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築などを進めるため、国の基本指針に基づき目標値を設定します。

本計画では、障害福祉支援計画と障害児福祉支援計画を一体的に策定しています。

なお、この章以降は、本文に **障害児福祉支援計画** がついている箇所は、障害児福祉支援計画に特化した内容となっています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

本計画では国の基本指針に基づき、令和8年度末における地域生活移行者数（地域生活移行をする者の数をいう。以下同じ。）を8人、令和8年度末の福祉施設の入所者削減数を7人、入所者数を141人と設定します。

項目	数値等	国の基本指針
令和4年度末の福祉施設の入所者数	148人	
【目標値】 令和8年度末における地域生活移行者数	8人	令和4年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
【目標値】 令和8年度末の福祉施設の入所者削減数 (令和8年度末の福祉施設の入所者数)	7人 (141人)	令和4年度末時点の福祉施設における入所者数から5%以上削減することを基本とする

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、成果目標の設定については都道府県のみとなっています。
本計画では、活動指標として●Pに記載します。

(3) 地域生活支援の充実【一部新規】

本計画では国の基本指針に基づき、以下の成果目標を設定します。
また、活動指標については●Pに記載します。

項目	数値等	国の基本指針

(4) 福祉施設から一般就労への移行など

①福祉施設から一般就労への移行

本計画では国の基本指針に基づき、就労移行支援事業所などの福祉施設から、令和8年度中に一般就労へ移行する者の数を18人と設定します。

項目	数値等	国の基本指針
令和3年度の一般就労移行者数	14人	
【目標値】 令和8年度中の一般就労移行者数	18人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

②就労移行支援事業の利用者数

本計画では国の基本指針に基づき、令和8年度中の就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の利用者数を下表のとおり設定します。

項目	数値等	国の基本指針
令和3年度の就労移行支援事業からの移行者数	10人	
【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業からの移行者数	14人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
令和3年度の就労継続支援A型からの移行者数	2人	
【目標値】 令和8年度の就労継続支援A型からの移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。
令和3年度の就労継続支援B型からの移行者数	2人	
【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型からの移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。

③就労定着支援事業の職場定着率

本計画では国の基本指針に基づき、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を下表のとおり設定します。

また、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分とすることと設定します。

項目	数値等	国の基本指針
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	4人	
【目標値】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	5人	令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所	全体の2割5分	事業所全体の2割5分以上とすることを基本とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【一部新規】

本計画では国の基本指針に基づき、児童発達支援センターの設置を検討します。

また、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築を進めます。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、すでに1箇所確保しています。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る協議の場の設置及びコーディネーターの配置はすでに行っていますが、支援体制を強化し機能の充実を図ります。

項目	数値等	国の基本指針
【目標】 児童発達支援センターの設置	設置	令和8年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
【目標】 障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	構築	令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
【目標】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等	確保	令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
【目標】 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置	令和8年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
【目標】 医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置	令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが指標に掲げている地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本としています。

本市においては、基幹相談支援センターは設置済みです。また、指標に掲げられている基幹相談支援センターの強化を図る体制確保の取組については、活動指標として●Pに記載します。

項目	数値等	国の基本指針
【目標】 基幹相談支援センターの設置	設置	令和8年度末までに各市町村に基幹相談支援センターを設置することを基本とする。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

本計画では、活動指標として●Pに記載します。

3 障害福祉サービスの見込量と確保策

本計画では国の基本指針に基づき、障害福祉サービスの見込量と確保策を設定します。

【基本的な見込みの考え方】

平成 30 年度～令和 4 年度における年平均利用実績値、障害者手帳所持者の推移による伸び、障害者手帳所持者へのアンケート結果における利用意向、サービス提供事業所へのアンケート結果における定員の拡大・新規開設予定、障害者団体及びボランティア団体へのヒアリング結果などを踏まえて、見込量を算出しています。

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除などの援助を行います。 障害者の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。 このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重度の障害者も、在宅での生活が続けられるように支援します。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事などの介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。 単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障害者の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い知的障害者や精神障害者への社会参加と地域生活を支援します。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い障害者に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。 このサービスでは、様々なサービスを取り合わせて手厚く提供することにより、最重度の障害者も安心して地域で生活が続けられるよう支援します。

【見込みの考え方】

基本的な見込みの考え方に基づいて算出しました。

【実績と見込量(1箇月あたり)】

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	283人	312人				
	4,531時間	3,846時間				
重度訪問介護	6人	6人				
	2,268時間	2,183時間				
同行援護	35人	35人				
	654時間	694時間				
行動援護	8人	16人				
	40時間	194時間				
重度障害者等 包括支援	0人	0人				
	0人	0人				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
生活介護	障害支援施設などで常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な補助を行います。 このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的とし、通所より様々なサービスを提供し、障害者の者会参加と福祉の増進を支援します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者または難病患者などに対して、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。 このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障害者の地域生活への移行を支援します。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者または精神障害者に対して、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。 このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障害者の地域生活への移行を支援します。
就労選択支援	就労選択支援サービス提供者が、就労を希望する障害者と共同し、希望する職種、希望する労働条件、障害者本人の能力や適性、就労後に必要な合理的配慮などを客観的に評価・整理する就労アセスメントを行います。 就労アセスメント結果を基に適切な一般就労や就労系障害福祉サービスにつなげます。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。このサービスでは、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着を目指します。
就労継続支援 (A型)	企業などに就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行を目指します。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な能力が高まった人は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。

サービス名	内容
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行したが、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイト（休息）サービスとしての役割も担っています。
療養介護	医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

【見込みの考え方】

基本的な見込みの考え方に基づいて算出しました。

【実績と見込量(1箇月あたり)】

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	504人	613人				
	10,226人日	11,368人日				
自立訓練 (機能訓練)	0人	0人				
	0人日	0人日				
自立訓練 (生活訓練)	6人	3人				
	129人日	68人日				
就労選択支援						
就労移行支援	34人	36人				
	691人日	595人日				
就労継続支援 (A型)	52人	69人				
	1,114時間	1,250時間				

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	354人	396人				
	6,521人日	6,088人日				
就労定着支援	4人	10人				
短期入所 (福祉型)	47人	49人				
	259人日	267人日				
短期入所 (医療型)	6人	9人				
	15人日	23人日				
療養介護	14人	14人				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。

(3) 居住系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重して地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。 このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護などの日中活動と併せて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障害のある人の日常生活を一体的に支援します。
地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

【見込みの考え方】

自立生活援助、施設入所支援については、福祉施設から地域生活への移行者数を考慮し算出しました。共同生活援助については、基本的な見込みの考え方に基づいて算出しました。地域生活支援拠点等については、国の基本指針に基づいて算出しました。

【実績と見込量(1箇月あたり)】

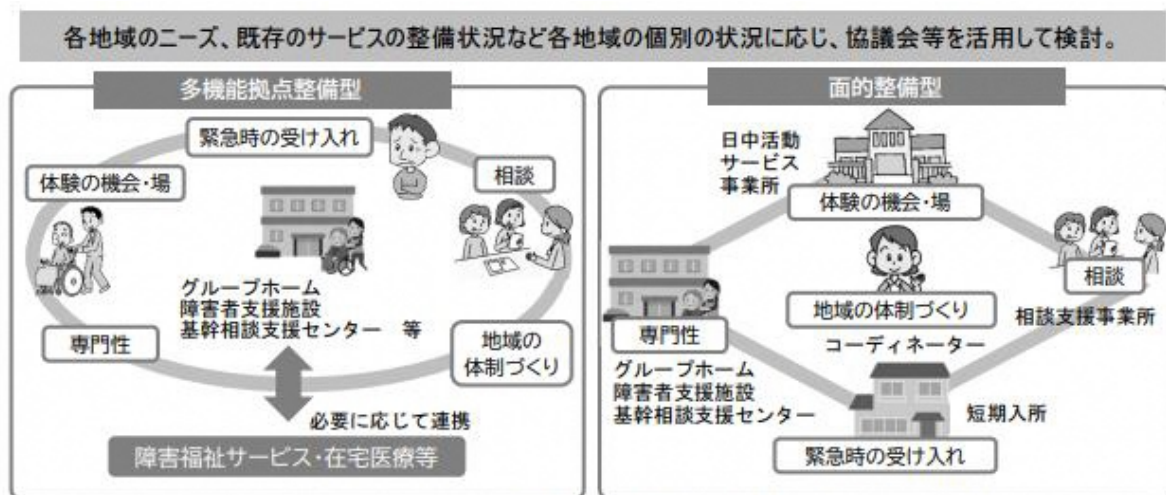
サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0人	0人				
共同生活援助 (グループホーム)	235人	246人				
施設入所支援	157人	148人				

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所				
地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた検証及び検討(実施回数)	2回	2回				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。



図：厚生労働省 「地域生活支援拠点の整備手法（イメージ）」

4 相談支援の見込量と確保策

本計画では国の基本指針に基づき、相談支援の見込量と確保策を設定します。

■サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時における「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。 このサービスでは、障害者の意思や人格を尊重し、常に障害者のたちで考え、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している人または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など、必要な支援を行います。 このサービスでは、施設・病院からの対処・退院にあたって支援を必要とする人に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害者の地域生活への円滑な移行を目指します。
地域定着支援	単身などで生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。 このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した人や地域生活が不安定な人などに、「見守り」としての支援を行うことで、障害者の地域生活の継続を目指します。

【見込みの考え方】

計画相談支援については、基本的な見込みの考え方に基づいて算出しました。地域移行支援については、令和8年度末の地域移行に伴う基盤整備量として、65歳以上利用者数●人及び65歳未満利用者数●人を勘案し、国の基本指針に基づいて算出しました。地域定着支援については、国の基本指針に基づいて算出しました。

【実績と見込量(1箇月あたり)】

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	358人	382人				
地域移行支援	2人	2人				
地域定着支援	0人	0人				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【見込みの考え方】

国の基本指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置や関係者の参加を促します。

また、自立訓練（生活訓練）、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、地域移行支援、地域定着支援について、精神障害者の利用者数を見込みます。

【実績と見込量(年あたり)】

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回				
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	8機関	10機関				
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	3回	3回				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【実績と見込量(1箇月あたり)】

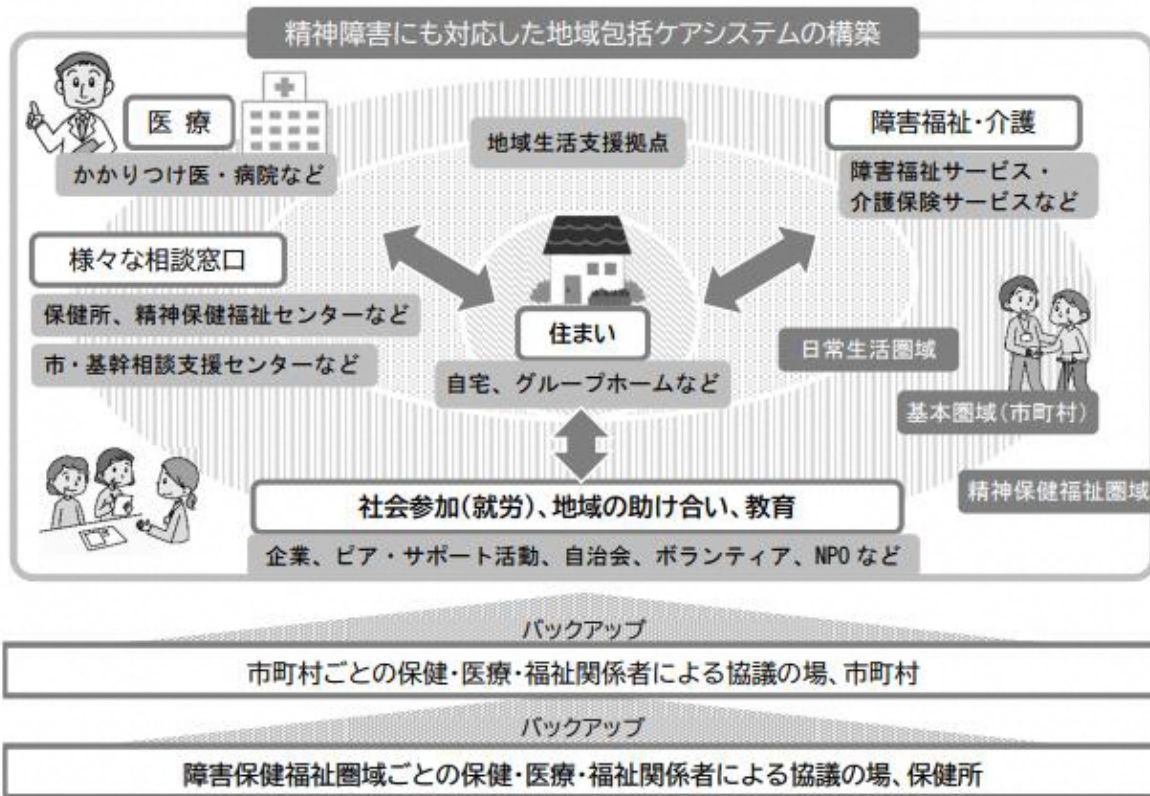
※精神障害者のみ

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	4人 83人日	3人 68人日				
自立生活援助	0人	0人				
共同生活援助 (グループホーム)	47人	52人				
地域移行支援	1人	2人				
地域定着支援	0人	0人				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。



図：厚生労働省 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ」参照

6 発達障害者等に対する支援

【見込みの考え方】

国の基本指針に基づき、発達障害者等への相談支援体制の充実、発達障害者等及び家族等への支援体制の確保について目標を設定します。

■事業内容

事業名	内容
ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム	保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援を行う事業です。

【実績と見込量(年あたり)】

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。

7 相談支援体制の充実・強化のための取組

【見込みの考え方】

国の基本指針に基づき、相談支援体制の充実・強化を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

【実績と見込量(年あたり)】

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

【見込みの考え方】

国の基本指針に基づき、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、職員の障害者総合支援法の具体的内容の理解促進や、サービスの提供状況の検証、事業所の適正な運営体制の確保を図ります。

【実績と見込量(年あたり)】

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施	実施				
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	8人				
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有				
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	4回	4回				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。

(1) 障害児通所支援事業

本計画では国の基本指針の趣旨を踏まえ、障害児通所支援の見込量と確保策を設定します。

■サービス内容

サービス名	内容
児童発達支援	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後、土・日曜日、祝日や長期休暇中において、学校通学中の障害児に、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児や保育所などの職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため外出が著しく困難な障害児が発達支援を受けやすくするため、外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、各機関との連絡調整を行います。

【見込みの考え方】

平成30年度～令和4年度における年平均利用実績値、障害者手帳所持者の推移による伸び、障害者手帳所持者・児童通所支援サービス利用者へのアンケート結果における利用意向、サービス提供事業所へのアンケート結果における定員の拡大・新規開設予定、障害者団体及びボランティア団体へのヒアリング結果などを踏まえて、見込量を算出しています。

【実績と見込量(1箇月あたり)】

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	254人	246人				
	2,665人日	2,632人日				
医療型児童発達支援	0人	0人				
放課後等 デイサービス	428人	439人				
	5,108人	5,906人日				
保育所等訪問支援	46人	49人				
	52人日	64人日				
居宅訪問型 児童発達支援	0人	0人				
	0人日	0人日				
障害児相談支援	150人	172人				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【実績と見込量(年あたり)】

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	3人	3人				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連携

障害福祉と子育て支援に関連する部署が連携し、障害児支援の体制づくりを行うため、本計画においては、保育所等に在籍する障害児の見込量を設定します。

【実績と見込量(年あたり)】

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	27人	38人				
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	12人	9人				
認定こども園	0人	0人				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。

10 地域生活支援事業の見込量と確保策

本計画では国の基本指針に基づき、地域生活支援事業の見込量と確保策を設定します。

(1) 必須事業

■事業内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者に対する理解を深めるための啓発活動を行うことで、諸会社が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除くための事業です。
自発的活動支援事業	障害者や家族、地域住民などが自発的に活動を行い、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援する事業です。
相談支援事業	障害者や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する事業です。また、地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センターを設置し、すべての障害に対応した総合的な相談業務の強化、権利擁護や虐待防止などにおける必要な支援を実施します。
成年後見制度利用支援事業	経済的な理由などにより申立をすることのできない障害者や親族の代わりに成年後見の申立を行い、成年後見にかかる費用の全部または一部を助成する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度に基づく後見業務を行う法人について、その安定的な組織体制の構築や、外部の専門職による支援体制の構築など、法人による後見活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者などを派遣することにより、意思疎通の円滑化を図る事業です。
日常生活用具給付等事業	特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、点字器やストマ用装具などの日常生活用具の給付や住宅改修などを行い、在宅で生活する障害者に対し、日常生活の便宜を図る事業です。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を持つ手話奉仕員を養成し、聴覚障害者との交流活動の促進などを行う事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出を支援する事業です。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流などを行うために必要な援助を行う事業です。

【実績と見込量(年あたり)】

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施				
自発的活動支援事業		実施	実施				
相談支援事業	障害者相談支援事業	6箇所	6箇所				
	基幹相談支援センター	設置	設置				
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施				
	住宅入居等支援事業	—	未実施				
成年後見制度利用支援事業(実利用者数)		2人	1人				
成年後見制度法人後見支援事業		—	未実施				
支援事業 意思疎通	手話通訳者・要約筆記派遣事業(実利用者数)	40人	36人				
	手話通訳者設置事業(実設置者数)	1人	1人				
日常生活用具給付等事業 (給付等見込件数)	介護・訓練支援用具	8件	11件				
	自立生活支援用具	22件	22件				
	在宅療養等支援用具	47件	22件				
	情報・意思疎通支援用具	28件	10件				
	排せつ管理支援用具	4,687件	4,297件				
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)	4件	7件				
手話奉仕員養成研修事業(実利用者数・延べ利用時間数)		19人	23人				
移動支援事業(実利用者数・延べ利用時間数)		173人	180人				
		10,106時間	11,005時間				
地域活動支援センター(実施箇所・実利用者数)		4箇所	4箇所				
		134人	146人				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。

(2) 任意事業

■事業内容

事業名	内容
訪問入浴サービス	重度身体障害者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
日中一時支援	在宅の障害者を介護している家族が、緊急時や一時的な休息を必要とする際に、障害者を日帰りで施設にて預かる支援を行う事業です。
自転車運転免許取得	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、障害者の社旗活動への参加を促進する事業です。
自動車改造助成	自動車の改造に要する費用の一部を助成し、身体障害者の社会活動への参加を促進する事業です。
視覚障害者歩行訓練	市から視覚障害リハビリテーションワーカーを派遣し、自宅周辺へ単独で外出できるよう白杖を使用した歩行訓練等の生活訓練を行う事業です。

【実績と見込量(年あたり)】

サービス種別	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	1,846日	1,896日				
日中一時支援	6,495日	7,078日				
自転車運転免許取得	2件	0件				
自動車改造助成	5件	4件				
視覚障害者歩行訓練	4人	3人				

※令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量

【確保策】

・・・。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、効果的・総合的な施策の推進を図るため、障害者の就労支援や地域生活移行への支援などの福祉分野だけでなく、保健・医療などの様々な関係機関との連携を強化します。また、障害福祉サービスをはじめサービス見込量の確保にあたり、近隣の自治体やサービス提供事業所、関係機関とも連携し、提供体制の整備や情報の共有化を図ります。

2 計画の周知・情報提供

障害者が自分らしく安心して地域で暮らすため、様々な障害者に対する福祉サービスの提供体制の整備促進に努めるとともに、障害者が必要とするサービスの適切な利用につながるよう、計画について、市ホームページなどを通じて情報提供に努めます。

3 計画の点検・評価

(1) 計画の点検、評価など

国の基本指針においては、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があるとしています。そのため、本市においては、少なくとも年1回、障害者地域自立支援協議会に進捗状況を報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成状況や計画を推進していくための方策について意見・提案などを受け、計画の施策に必要な事業の検討を行います。また、必要に応じ計画を見直していきます。

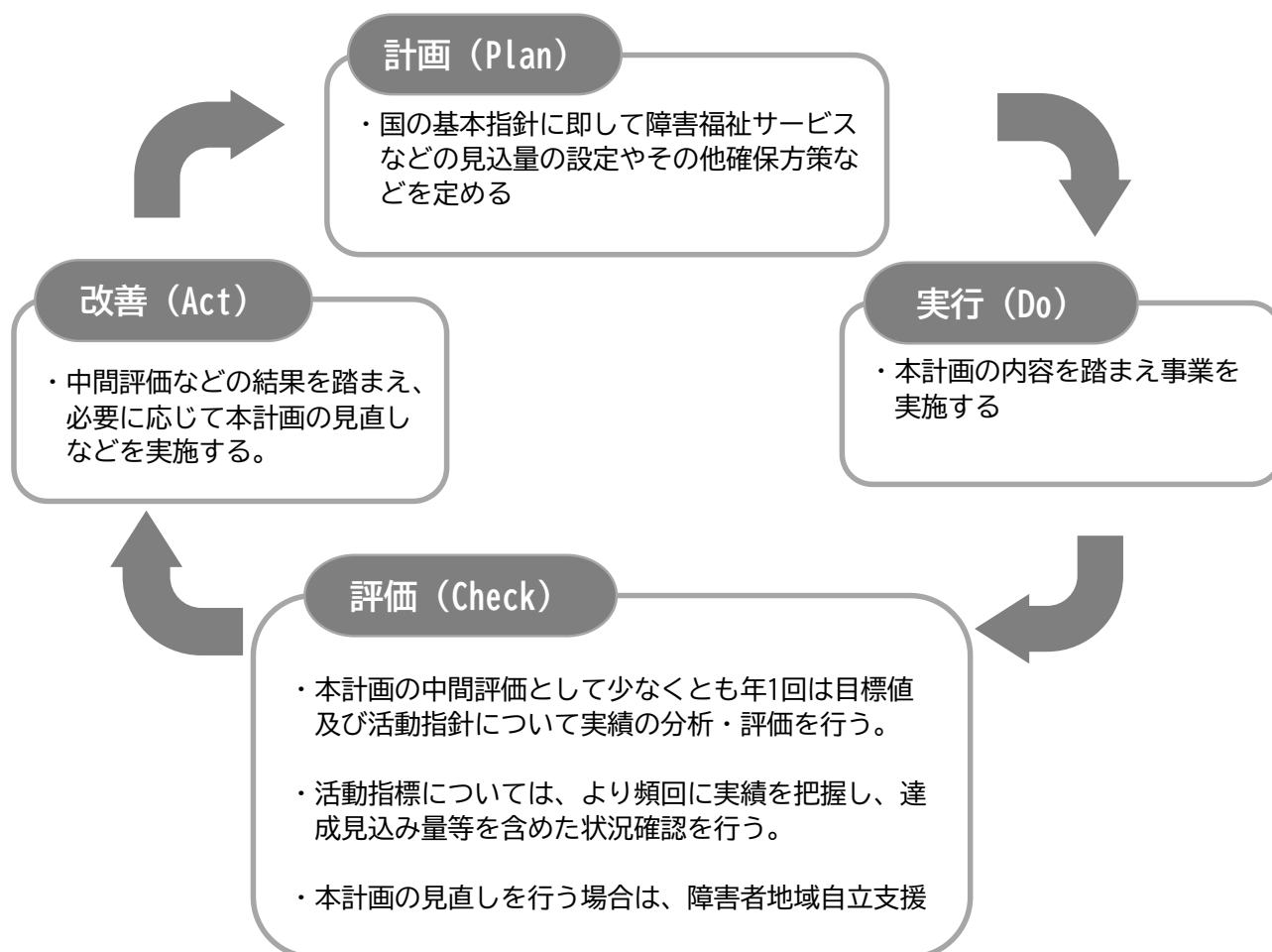
(2) PDCAサイクルによる点検、評価

国の基本指針においては、PDCAサイクルのもとに市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の達成状況の点検及び評価を実施していくこととしています。本計画においても、PDCAサイクルを踏まえた目標値や障害福祉サービス等の見込みについての点検、評価を行い、必要に応じて見直しをします。

※PDCAサイクル：「PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものである。

■PDCAサイクルの考え方

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする



資料編

1 計画策定の経過

(第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期豊川市障害児福祉支援計画策定スケジュール)

年月日	内容
令和5年6月7日～28日	・ アンケート調査の実施
令和5年6月29日	・ 第1回策定委員会 (委員委嘱、計画概要説明、アンケート調査、ヒアリング調査等)
令和5年8月8日～21日	・ 団体ヒアリング調査の実施
令和5年9月28日	・ 第2回策定委員会 (アンケート、ヒアリング結果報告、計画素案検討・確認)
令和5年11月9日	・ 第3回策定委員会 (計画案協議)
令和5年12月●日 ～令和6年1月●日	・ パブリックコメントの実施 (30日間)
令和6年2月7日	・ 第4回策定委員会 (計画最終案協議)
令和6年3月	・ 計画書及び概要版印刷

2 第7期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第7期豊川市障害福祉支援計画及び第3期豊川市障害児福祉支援計画（以下「福祉計画」という。）の策定にあたり、福祉計画の基本方針その他必要な事項について幅広い視野から協議するため、第7期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会は、別表に掲げる団体の代表者等で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱をした日から令和6年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長が補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 策定委員会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、福祉部障害福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

豊川市身体障害者福祉協会
豊川市身体障害者福祉協会 視覚障害者福祉部会
豊川市ろう者協会
豊川市知的障害者育成会
豊川市肢体不自由児(者)父母の会
豊川精神障がい者家族会むつみ会
豊川市民生委員児童委員協議会
豊川市ボランティア連絡協議会
豊川市社会福祉協議会
豊川市社会福祉施設協会
愛知県立豊川特別支援学校
一般社団法人豊川市医師会
愛知県豊川保健所
愛知県東三河福祉相談センター
豊川公共職業安定所
豊川市教育委員会
豊川市子ども健康部
豊川市福祉部

3 第7期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会委員名簿

	氏名	団体名	役職
委員長	サイトウ 登 斎藤 登	豊川市社会福祉施設協会	監事
副委員長	オオカキ 博嗣 大高 博嗣	豊川市身体障害者福祉協会	会長
委員	サタケ 良明 佐竹 良明	豊川市身体障害者福祉協会 視覚障害者福祉部会	会長
	ツギマキ 義弘 都築 義弘	豊川市ろう者協会	会長
	ホソイ 方恵 細井 方恵	豊川市知的障害者育成会	会長
	ナカムラ 道代 中村 道代	豊川市肢体不自由児（者）父母の会	会長
	コバヤシ 秀行 小林 秀行	豊川精神障がい者家族会むつみ会	副会長
	トガリ 貴子 戸苅 貴子	豊川市民生委員児童委員協議会	理事
	ノムラ 公樹 野村 公樹	豊川市ボランティア連絡協議会	会長
	ツグ 仁美 柘植 仁美	豊川市社会福祉協議会	障害福祉課長
	スズキ 能成 鈴木 能成	愛知県立豊川特別支援学校	校長
	アガタ 俊久 安形 俊久	一般社団法人豊川市医師会	理事
	カトウ 裕美 加藤 裕美	愛知県豊川保健所	健康支援課長
	ニノ 武明 丹羽 武明	愛知県東三河福祉相談センター	地域福祉課主幹
	タナカ 清仁 田中 清仁	豊川公共職業安定所	所長
	オダ 敦子 小田 敦子	豊川市教育委員会	学校教育課指導主事
キワダ 聡哉 木和田 聡哉	豊川市子ども健康部	部長	
コジマ 基 小島 基	豊川市福祉部	部長	

4 用語説明

あ行

意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者などを派遣することにより、意思疎通の円滑化を図る事業。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出を支援する事業。
医療型児童発達支援	地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練などの支援と治療を行う。
医療的ケア	法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。
インフォーマルなサービス	法律や制度に基づかない形で提供されるサービスのこと。

か行

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等にかかわる相談支援を総合的に行うことを目的とする。
共生型サービス	平成 29 年 5 月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（地域包括ケア強化法）により介護保険制度、障害福祉制度に創設された。高齢者と障害のある人が同一の事業所でサービスを受けやすくする。
共同生活援助 (グループホーム)	自宅での生活が困難となった高齢者や障害のある人などが、施設職員による援助を受けながら少人数で共同生活する住まい。
強度行動障害	激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活著しく困難な状態をいう。
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除などの援助を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児で、児童発達支援等の障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援ができるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。
計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時における「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行う。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

更生医療	身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、平成 18 年 4 月からは、障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置づけられている。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。
合理的配慮	障害者差別解消法において求められている、障害を理由する差別の禁止の一つであり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利権益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと。

さ行

視覚障害者歩行訓練	身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者で、更生意欲を持ち、訓練の効果が見込まれる人に対して、視覚障害リハビリテーションワーカーを派遣し、自宅周辺へ単独で外出できるよう白杖を使用した歩行訓練などの生活訓練を行う。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。
肢体不自由	身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。
自動車運転免許取得	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、身体障害者の社会活動への参加を促進する事業。
自動車改造助成	自動車の改造に要する費用の一部を助成し、身体障害者への社会活動への参加を促進する事業。
児童発達支援	地域の障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を受ける。
児童発達支援センター	地域の障害児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を受ける施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せてちょうを行う「医療型」がある。
自発的発動支援事業	障害者や家族、地域住民などが自発的に活動を行い、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援する事業。
社会的障壁	障害者が社会的生活を営む上で妨げとなる、社会的な制度や慣行など。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う。

就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象に、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定の期間にわたり行う。
就労継続支援（A型）	企業などに就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い障害者に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供する。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害がある常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を持つ手話奉仕員を養成し、聴覚障害者との交流活動の促進などを図る事業。
障害支援区分	市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援を行う。
障害児通所支援	児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。障害児通所支援事業者の指定は都道府県が行う。
障害者基本法	身体障害、知的障害または精神障害（発達障害を含む）により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律のこと。
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止や虐待を受けた障害者の保護等を図るための法律で、平成23年6月に成立し、平成24年10月に施行された。障害者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められており、市町村には障害者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障害者虐待防止センターの機能が求められている。
障害者権利条約	平成18年12月に国連総会で採択された条約のこと。雇用、教育、保健・医療、法的権利行使等のあらゆる面における格差をなくすため、国連加盟国に対し、市民的・政治的権利、教育を受ける権利、保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、障害者保護への取組を求めている。日本は平成19年9月に署名、平成26年1月に締結、同年2月に効力を発生している。

障害者雇用促進法	身体障害者雇用促進法が昭和 62 年に改正され、障害者の雇用の促進等に関する法律に法律名が変更となったものであり、諸会社の雇用業務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的としている。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律で、平成 25 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月に施行された。すべての国民が、障害の皆無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としている。
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で、障害者（児）の有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立支援給付の対象者、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた障害者自立支援法から法律名が変更となったものであり、平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月に一部施行、平成 26 年 4 月に一部施行された。障害者の定義に難病等の追加や障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの見直しを行っている。
障害者地域自立支援協議会	豊川市の関係機関によるネットワークを構築し、様々な障害福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するとともに、相談支援事業の中立・公平性を確保するための役割を担う協議会のこと。
障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律で、平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月に施行された。障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的としている。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者または難病患者などに対して、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行う。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者または精神障害者に対して、障害福祉サービス事業所または障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言などの支援を行う。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などに対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力などを補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。
ストマ	消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便または尿を排せつするために増設された排せつ口のこと。
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力のために必要な援助を行う。

成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断能力を補い保護、支援する制度。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度に基づく後見業務を行う法人について、その安定的な組織体制の構築や、外部の専門職による支援体制の構築など、法人による後見活動を支援する事業。
相談支援	障害者や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援すること。
相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する人をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

た行

短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所した障害者に対して、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。障害者支援施設などで実施する福祉型と、病院・診療所などで実施し重症心身障害児・者などを対象とする医療型がある。ショートステイともいう。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所または精神科病院に入院している障害者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など、必要な支援を行う。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流などを行うために必要な援助を行う事業。
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域生活支援拠点等	障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームや障害者支援施設などの「居住支援機能」と、地域相談支援などを担当するコーディネーターやショートステイといった「地域支援機能」を合わせた拠点。拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）の整備を行うことも考えられるため、「地域生活支援拠点等」としている。
地域定着支援	単身などで生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する体制。

同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事などの介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。
特別支援学校	障害者のある児童・生徒を対象に、専門性の高い教育を行う学校のこと。幼稚園から高等学校に相当する年齢ごとの教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行っている。

な行

難病	原因不明で治療方法が確立されていない疾病。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいため、医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。
日常生活用具給付等事業	障害者総合支援法に基づき、在宅の障害者及び障害児に対し、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的として、日常生活用具を給付するもの。障害の種別に応じて給付対象となる日常生活用具の例としては、特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、点字器、ストマ用装具及び住宅改装などがある。
日中一時支援	在宅の障害者を介護している家族が、緊急時や一時的な休息を必要とする際に、障害者を日帰りで施設にて預かる支援を行う事業。
ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

は行

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発症するもの。
パブリックコメント	公的な機関が規則の設定や改廃をしようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きをいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、政策の公正性・透明性の向上を目指すものである。
バリアフリー	高齢者や障害者暮らしの中で行動の妨げとなる障壁や危険箇所を取り払い、安全で快適な生活環境をつくること。
ヒアリング	特定の事案に対して、利害関係人や一般の意見を聴取すること。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害児や保育所などの職員に対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行う。

放課後等デイサービス	学校通学中の障害児が、放課後、土・日曜日、祝日や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行う。
法定雇用率	障害者雇用促進法に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障害者の雇用の割合。
訪問入浴サービス	重度身体障害者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業。
ボランティア	公共福祉や社会福祉のために、自主的に無償で社会活動などに参加し、行う奉仕活動のこと。または、その活動を行う人のこと。
ホームヘルパー	在宅で福祉の援助を必要とする高齢者や障害者のもとに派遣されて家事援助・身体介護を行う人。養成研修制度があり1級から3級までの資格が認定される。

ま行

モニタリング	障害福祉サービスの支給決定後、利用計画の内容が適切であるかどうかを判断するため行うこと。
--------	--

や行

ユニバーサルデザイン	ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、障害の皆無や年齢、性別、人種などにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市、生活環境をデザインするという考え方。
要約筆記者	聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く(入力する)スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容をようやくして筆記する。

ら行

ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階をいう。
理解促進研修・啓発事業	障害者に対する理解を深めるための啓発活動を行うことで、障害者が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除くための事業。
リハビリテーション	いろいろな障害を持った人々に対し、その障害を可能な限り回復治療させ、残された能力を最大限に高め、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるように援助すること。
療養介護	医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。

ICT (アイ・シー・ティー)	Information&CommunicationsTechnology の略。情報通信技術を表す言葉。
NPO (エヌ・ピー・オー)	NPOとは、NonProfitOrganization の略。社会的な使命を達成することを目的に、医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・交流・人権・平和等、あらゆる分野で非営利活動する組織のこと。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	<p>平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、令和 12 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17 のゴール、169 のターゲット、232 の指標が定められ、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指す。</p> <p>≪SDGs のロゴと障害者福祉に関する主なSDGs アイコン≫</p>  <p>The image shows the 'Sustainable Development Goals' logo at the top, followed by two goal cards. The first card is for Goal 3, 'Good Health and Well-being', featuring a heart and pulse line icon. The second card is for Goal 10, 'Reduced Inequalities', featuring a scale icon.</p> <p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>3 3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p> <p>10 10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>

第7期豊川市障害福祉支援計画
第3期豊川市障害児福祉支援計画

令和6年3月

発行：豊川市 福祉部 障害福祉課
企画・編集：豊川市 福祉部 障害福祉課
〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
電話：0533-89-2159
FAX：0533-89-2137
E-mail：shogaifukushi@city.toyokawa.lg.jp
